

はじめに



野々市市では、このたび令和6年度から11年度までを計画期間とする「ののいち障害者プラン2024」を策定しました。

この計画は、「障害のある人もない人も共に支え合い、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現」を目指して策定した計画です。

計画の実現に向けては障害のある人の様々なニーズを的確に把握し、中・長期的ビジョンを共有したうえで、障害福祉施策をこれまで以上に効果的かつ効率的に推し進めていくことが必要です。

そうしたことから、相互に関係の深い本市の障害福祉に係る3つの計画（野々市市第3期障害者基本計画・野々市市第7期障害福祉計画・野々市市第3期障害児福祉計画）を取りまとめ、このたび一体的な「ののいち障害者プラン2024」として策定することといたしました。

計画では、国の障害者福祉の動向も踏まえ、「障害福祉サービスの提供体制の強化」「支援の総合力を高めるネットワークづくり」「共に生きる地域づくり」「障害福祉を支える基盤づくり」の4つを基本目標にハード、ソフトの両面から関連する施策を展開してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました野々市市障害者基本計画等策定委員会の皆さまをはじめ、意見交換会においてご意見をいただきました関係団体、事業者各位に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

野々市市長 粟 貴 章

目 次

第1章 本計画の基本的な考え方	- 1 -
第1節 計画策定の趣旨	- 1 -
第2節 計画の位置づけ	- 2 -
1. 上位計画と関連計画	- 2 -
2. 根拠法と役割の整理	- 2 -
第3節 計画の期間	- 3 -
第4節 計画の対象	- 3 -
第2章 野々市市の障害のある人の現状	- 4 -
第1節 人口構造	- 4 -
1. 野々市市全体の人口の推移	- 4 -
2. 世帯数の推移	- 4 -
第2節 障害のある人の状況	- 5 -
1. 障害のある人の人口	- 5 -
2. 主な取り組みの事業規模	- 8 -
3. 現状の評価	- 13 -
第3節 現状の課題の整理	- 15 -
1. 現状の整理	- 15 -
2. 課題の整理	- 15 -
第3章 計画の基本理念	- 16 -
第1節 基本理念と基本目標	- 16 -
1. 基本理念	- 16 -
2. 基本目標	- 17 -
第4章 施策の展開	- 18 -
第1節 施策の体系	- 18 -
第2節 施策の展開	- 19 -
基本目標1 障害福祉サービスの提供体制の強化	- 19 -
基本目標2 支援の総合力を高めるネットワークづくり	- 22 -
基本目標3 共に生きる地域づくり	- 24 -
基本目標4 障害福祉を支える基盤づくり	- 28 -
第5章 障害福祉サービスの内容と見込量	- 31 -
第1節 本章の位置づけ	- 31 -
第2節 本章と本計画の施策体系との関係	- 31 -
第3節 障害福祉サービスの内容	- 32 -
1. サービスの体系	- 32 -
2. サービスの内容	- 33 -
第4節 本計画の目標と障害福祉サービスの量の見込み	- 37 -
1. 本計画の成果を測定する目標の設定	- 37 -
2. 障害福祉サービス等の量の見込	- 43 -
3. 地域生活支援事業の量の見込	- 46 -

第6章 計画の推進	- 48 -
第1節 推進体制の整備	- 48 -
第2節 計画の進行管理	- 48 -
第3節 計画の評価ツール	- 49 -
資料編	- 50 -
第1節 策定経過	- 50 -
第2節 野々市市障害者基本計画等策定委員会委員	- 51 -
第3節 野々市市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	- 52 -

第1章 本計画の基本的な考え方

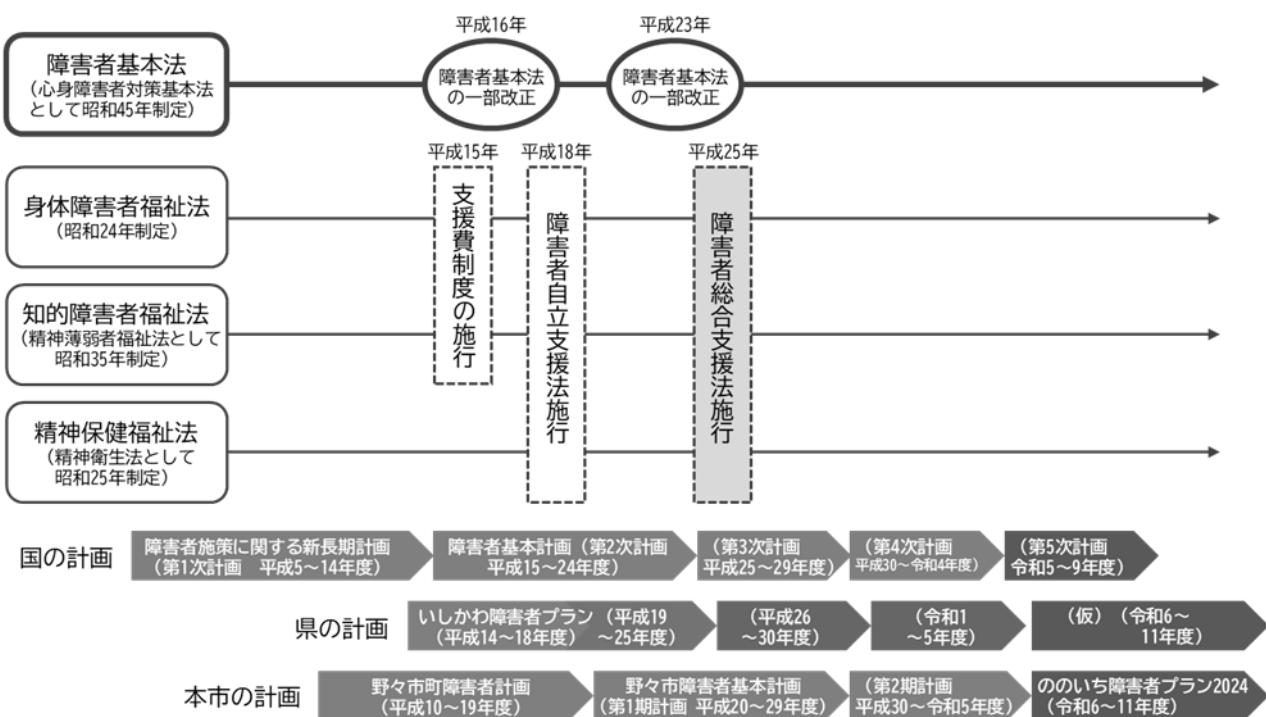
第1節 計画策定の趣旨

障害者福祉に関する国の政策は、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とした「障害者基本法」を起点に展開されてきました。平成16年（2004年）の一部改正において障害を理由とする差別や権利侵害をしてはならないことが、平成23年（2011年）の一部改正において「地域社会における共生」の実現が盛り込まれました。平成25年（2013年）には、障害の有無にかかわらず全ての人が共に地域で暮らす社会を目指し、障害者自立支援法が見直され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。こうした法整備を踏まえ、国は「第5次障害者基本計画」（2023～2027年度）を策定し、共生社会の実現に向かって、障害者の社会参加を阻む社会的障壁を排除するとともに、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮し、自己実現を目指す施策の基本的な方向を定めています。

本市では、国の政策を踏まえながら、障害者基本法を根拠法とする「野々市市障害者基本計画（第2期計画）」（2018～2023年度）、総合支援法を根拠とする「野々市市障害福祉計画」（2021～2023年度）、児童福祉法を根拠とする「野々市市障害児福祉計画」（2021～2023年度）を策定し、「共に支え合い 住み慣れた地域で 誰もが安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に掲げて施策を推進してきました。しかし、障害のある人が社会の一員として、地域で暮らす社会の実現という点では、まだ多くの課題が残されています。

本計画は、上記の背景や課題を踏まえ、障害者福祉施策をこれまで以上に効果的かつ効率的に推進するため、相互に関係の深い3つの計画を一体的な計画として策定することで、本市の障害者福祉に関する施策を総合的に示したものです。

図1 障害のある人への施策に係る主な法制度・計画の経過



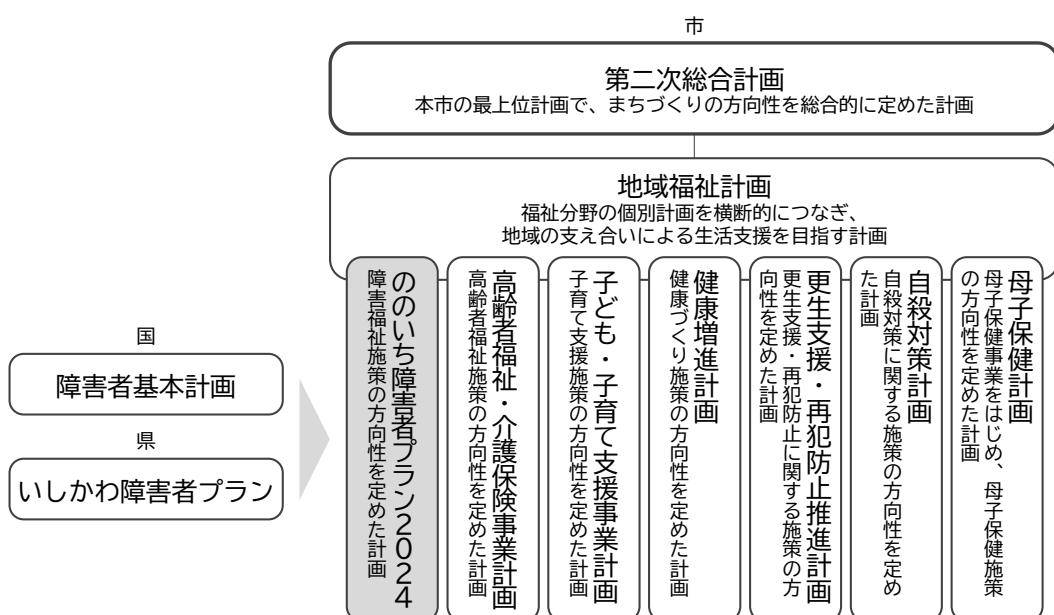
第2節 計画の位置づけ

1. 上位計画と関連計画

本計画は、障害者福祉の国の政策を踏まえながら、本市の障害者福祉に関する施策を総合的に示すものです。そのため、国の「障害者基本計画」、県の「いしかわ障害者プラン」との整合を図っています。

また、本市の最上位計画である「第二次総合計画」における方向性を踏まえ、中位計画である「地域福祉計画」、下位計画である「高齢者福祉・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連する分野別計画とも連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

図 2 上位計画と関連計画



2. 根拠法と役割の整理

本計画を構成する3計画の根拠法と役割を以下に整理します。

図 3 根拠法と役割の整理

	野々市市障害者基本計画	野々市市障害福祉計画	野々市市障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法第 11 条	総合支援法第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
本市の障害者福祉における役割	総合計画の下位計画として、本市の障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する基本的な事項を定める計画	野々市市障害者基本計画の一部の施策の実施計画として、国の基本指針に即し、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定める計画	

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は6年間とします。

本計画を構成する3計画のうち「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の該当範囲については、令和8（2026）年度に中間見直しを行います。

図4 中間見直しを行う範囲

野々市市障害福祉計画・野々市市障害児福祉計画	
本計画中の 該当範囲	第5章 障害福祉サービスの内容と見込量 31～47ページ

第4節 計画の対象

この計画において対象となる「障害のある人」とは、障害者基本法第2条に示される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び、難病があるために、長期にわたり生活上の支障がある人等と定義します。

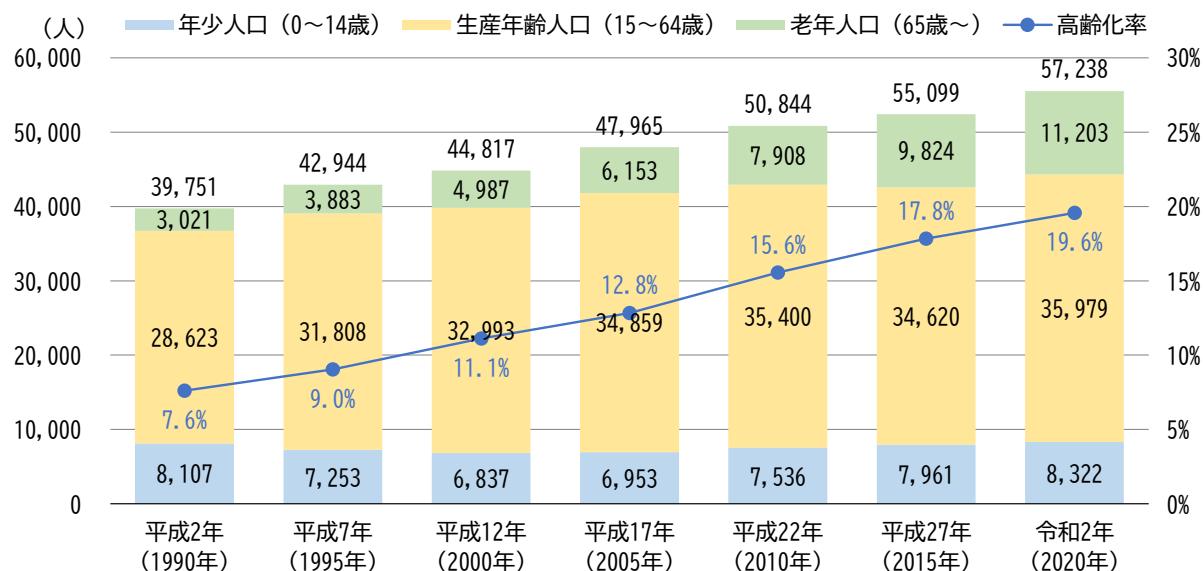
第2章 野々市市の障害のある人の現状

第1節 人口構造

1. 野々市市全体の人口の推移

本市の令和2（2020）年の人口は57,238人で、今後も増加することが想定されています。また、高齢化率が増加傾向にあります。

図 5 人口の推移

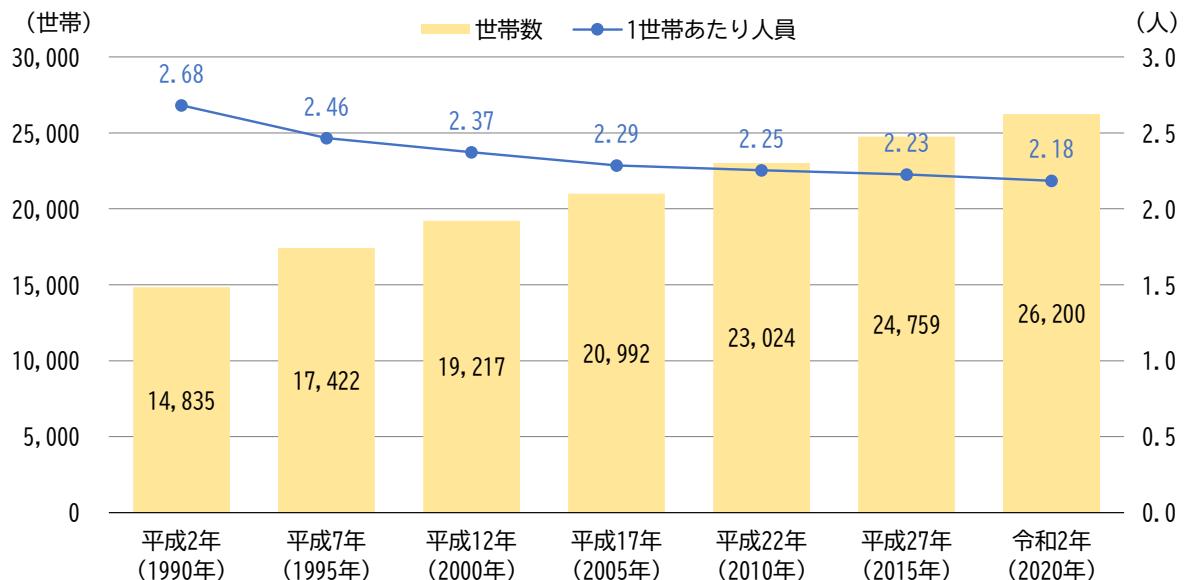


資料：国勢調査（各年10月1日）

2. 世帯数の推移

本市の令和2（2020）年の世帯数は26,200世帯で、今後も増加することが想定されています。また、1世帯あたり人員が減少傾向にあります。

図 6 世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

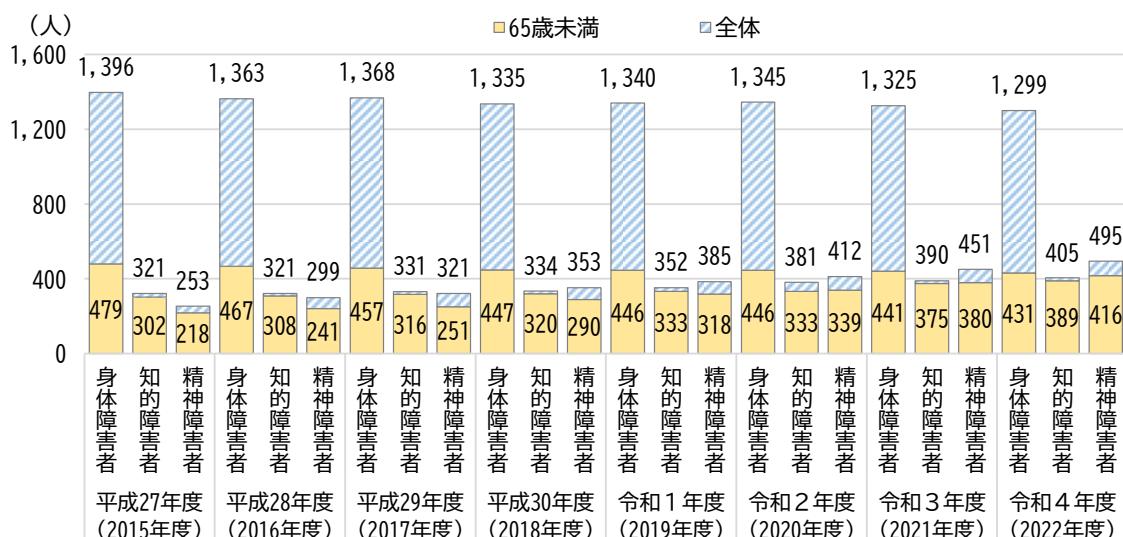
第2節 障害のある人の状況

1. 障害のある人の人口

(1) 障害のある人の人口の推移

本市の身体障害者手帳所持者は微減、療育手帳所持者（知的障害のある人）、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります。65歳未満の手帳所持者数も増加する傾向にあり、令和4（2022）年度末では1,236人となっています。

図 7 障害のある人の人口の推移

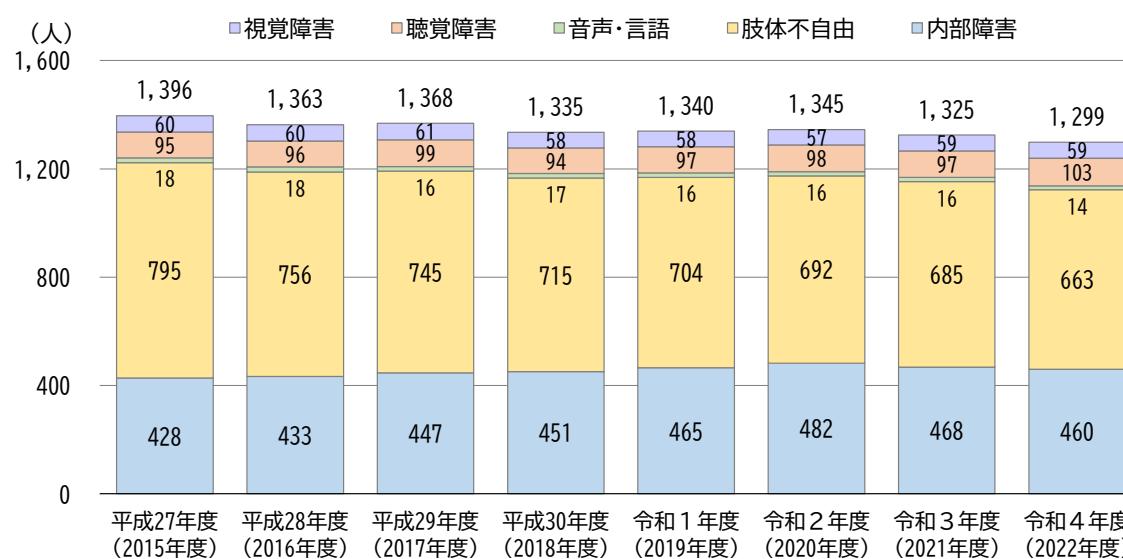


資料：福祉総務課

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の令和4（2022）年度末の身体障害者手帳所持者は1,299人で、障害の部位別では、「肢体」が663人と最も多くなっています。

図 8 障害の部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

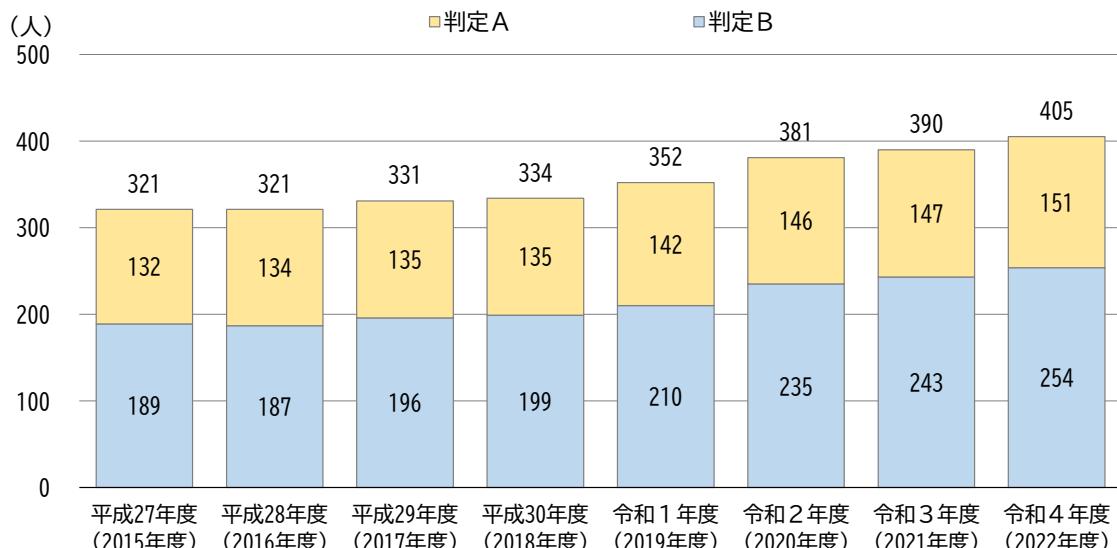


資料：福祉総務課

(3) 療育手帳所持者数の推移

本市の令和4（2022）年度末の療育手帳所持者は405人で、増加傾向にあります。その内訳は「判定A」が151人、「判定B」が254人となっています。

図 9 療育手帳所持者数の推移

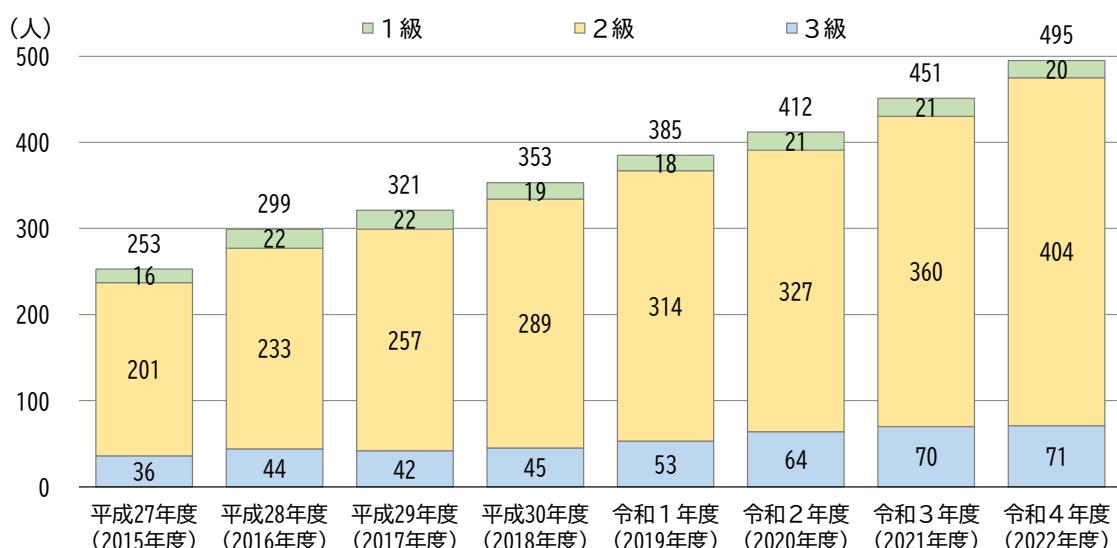


資料：福祉総務課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の令和4（2022）年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者は495人で、増加傾向にあります。また、程度別では「2級」が404人と最も多くなっています。

図 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



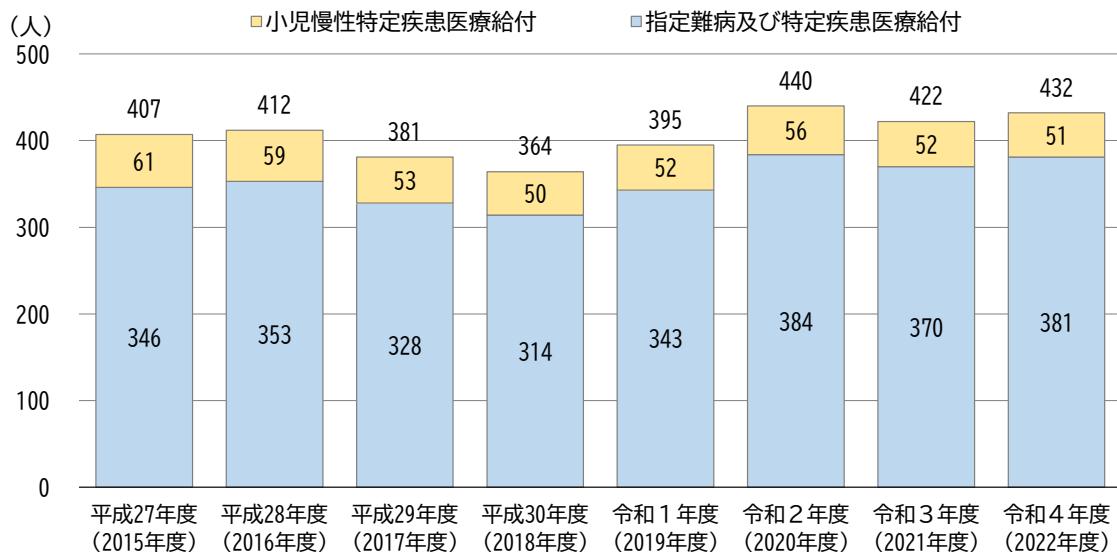
資料：福祉総務課

(5) 難病患者等

障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給対象として369疾病が難病と指定され、この内、難病の患者に対する医療等に関する法律により医療費の助成対象となる疾病として341疾病が指定されています。また、18歳未満（20歳前日まで延長可）の医療費の助成対象となる小児慢性特定疾患については、児童福祉法で788疾病が定められています。

本市の令和4（2022）年度末の難病に対する医療費給付の受給者証所持者数は432人となっています（平成29年度に制度改正があり減少したものの、その後、改正前を上回っています）。

図 11 難病に対する医療費給付の受給者証所持者数の推移



※平成 27 年 1 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、
医療費助成の対象疾患が拡大されている
資料：石川中央保健福祉センター「健康しかけ人白書」

2. 主な取り組みの事業規模

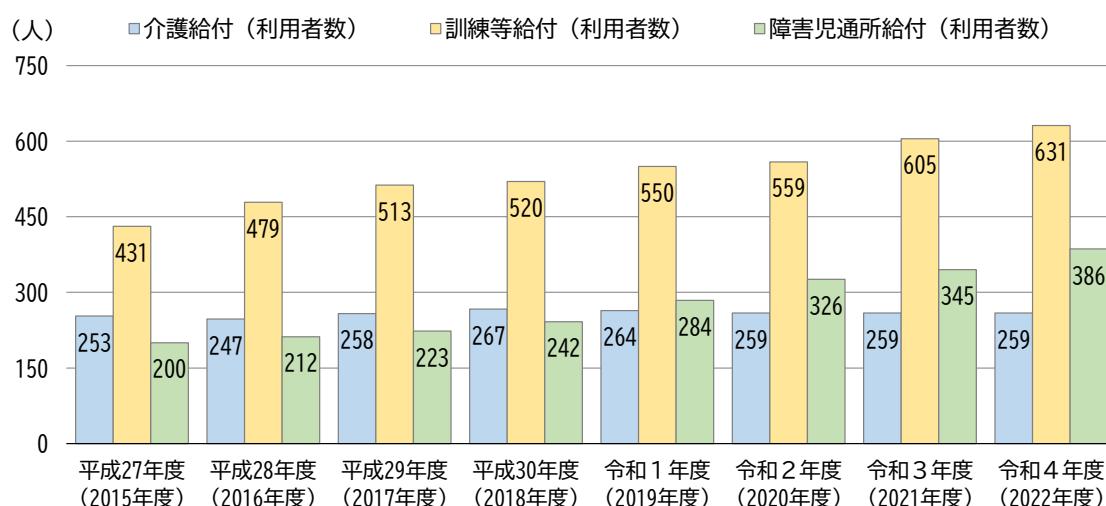
本計画の事業規模の状況を把握するため、主要な事業について、事業規模を示します。

(1) 主な障害福祉サービスの事業規模

①主な障害福祉サービスの事業規模の推移

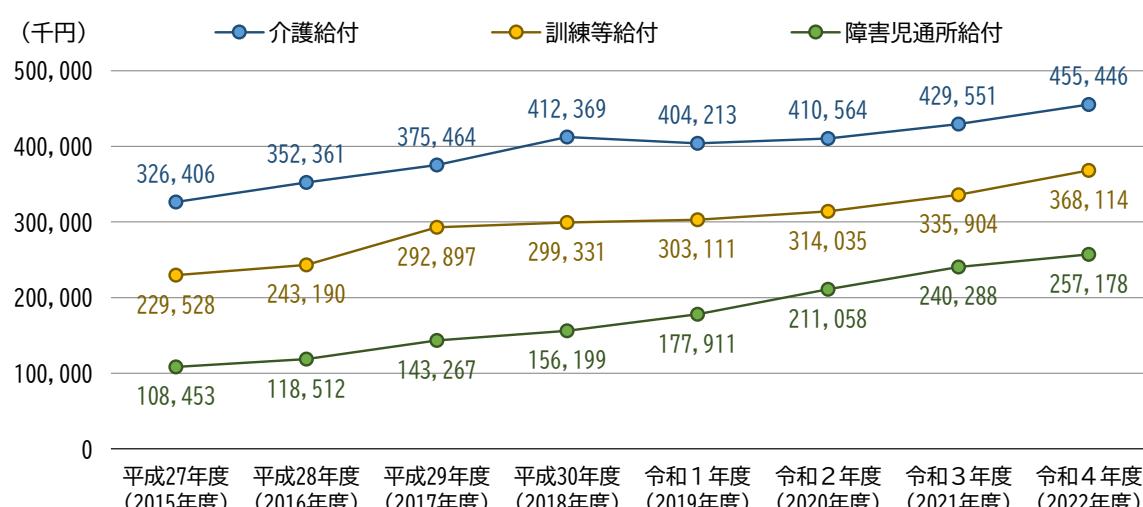
障害福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、障害児を対象とした「障害児通所給付」等があります。近年、「介護給付」「訓練等給付」「障害児通所給付」の利用者数・給付金額共に、増加傾向にあります。

図 12 主な障害福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉総務課

図 13 主な障害福祉サービスの給付金額の推移



資料：福祉総務課

②各種サービスの利用状況の推移

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、日中に施設等で利用できる「日中活動系サービス」、夜間に施設等で利用できる「居住系サービス」に整理することができます。それぞれのサービスの利用状況を以下に示します。

※表中の単位は、以下のことを表しています

人 分：月間の利用人数、時間分：月間のサービス提供時間

人日分：月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数で算出されるサービス量

訪問系サービス利用状況

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護)	見込量	35 508	37 481	39 507	33 472	33 472	34 486	人分 時間分
	実績値	35 451	32 504	32 458	34 544	39 495	47 810	人分 時間分

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

日中活動系サービス利用状況（短期入所を除く）

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
生活介護	見込量	101 1,951	104 2,038	107 2,129	108 2,192	108 2,192	109 2,213	人分 人日分
	実績値	102 2,047	102 2,091	111 2,192	115 2,103	117 2,165	112 2,274	人分 人日分
自立訓練 (機能訓練)	見込量	1 5	1 5	1 5	2 13	2 13	2 13	人分 人日分
	実績値	1 4	3 28	2 13	5 31	3 24	2 20	人分 人日分
自立訓練 (生活訓練)	見込量	6 69	7 80	8 92	2 23	2 23	2 23	人分 人日分
	実績値	5 53	6 75	2 23	7 50	4 66	3 64	人分 人日分
就労移行支援	見込量	19 326	26 454	36 632	7 70	9 90	11 110	人分 人日分
	実績値	8 121	3 15	5 50	14 88	20 102	17 231	人分 人日分
就労継続支援 (A型)	見込量	55 1,045	57 1,083	59 1,121	50 975	53 1,034	55 1,073	人分 人日分
	実績値	56 1,161	51 1,001	49 956	62 1,035	80 1,041	72 1,294	人分 人日分
就労継続支援 (B型)	見込量	88 1,565	99 1,778	111 2,021	91 1,547	93 1,581	95 1,615	人分 人日分
	実績値	80 1,369	85 1,505	88 1,496	104 1,474	124 1,641	115 1,875	人分 人日分
就労定着支援	見込量	-	-	-	8	9	10	人分
	実績値	-	-	-	8	8	5	人分
療養介護	見込量	12	12	12	11	11	11	人分
	実績値	12	11	11	12	12	12	人分

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

日中活動系サービス利用状況（短期入所）

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
短期入所 (合計)	見込量	34	39	45	33	35	36	人分
		148	190	242	135	143	147	人日分
	実績値	27	25	30	25	27	45	人分
		91	117	123	116	122	185	人日分
福祉型短期入所	見込量	32	36	41	31	33	34	人分
		138	175	222	124	132	136	人日分
	実績値	26	23	28	23	25	42	人分
		87	106	112	110	115	168	人日分
医療型短期入所	見込量	2	3	4	2	2	2	人分
		10	15	20	11	11	11	人日分
	実績値	1	2	2	1	2	3	人分
		4	11	11	6	8	17	人日分

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

居住系サービス利用状況

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	36	38	40	47	50	52	人分
	実績値	36	38	43	53	61	66	人分
施設入所支援	見込量	53	53	53	51	51	51	人分
	実績値	55	53	54	53	53	52	人分
自立生活援助	見込量	1	1	1	0	1	1	人分
	実績値	0	0	0	1	1	1	人分

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

相談系サービス利用状況

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
計画相談支援	見込量	55	57	59	73	78	81	人分
	実績値	57	73	68	86	90	100	人分
地域移行支援	見込量	0	1	1	1	2	2	人分
	実績値	1	0	0	1	2	0	人分
地域定着支援	見込量	1	1	1	1	2	2	人分
	実績値	0	0	0	1	1	1	人分

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

障害児向けサービス利用状況

種類		平成30年度 (2018年度)	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	単位
児童発達支援	見込量	29	35	41	12	12	12	人分
		264	324	397	95	95	95	人日分
	実績値	23	25	13	28	24	26	人分
		205	173	157	100	90	138	人日分
放課後等デイサービス	見込量	80	90	100	114	123	130	人分
		1,120	1,260	1,400	1,675	1,808	1,911	人日分
	実績値	80	89	105	139	150	161	人分
		1,117	1,311	1,575	1,882	1,932	2,254	人日分
保育所等訪問支援	見込量	1	1	1	1	1	1	人分
		1	1	1	2	2	2	人日分
	実績値	0	0	0	2	5	7	人分
		0	0	0	0	1	15	人日分
障害児相談支援	見込量	19	20	21	40	49	56	人分
	実績値	24	40	31	37	40	46	人分
発達相談	見込量	25	27	30	39	39	39	人
	実績値	25	36	36	26	27	33	人

※赤字は実績が見込量を上回っているところ

資料：福祉総務課

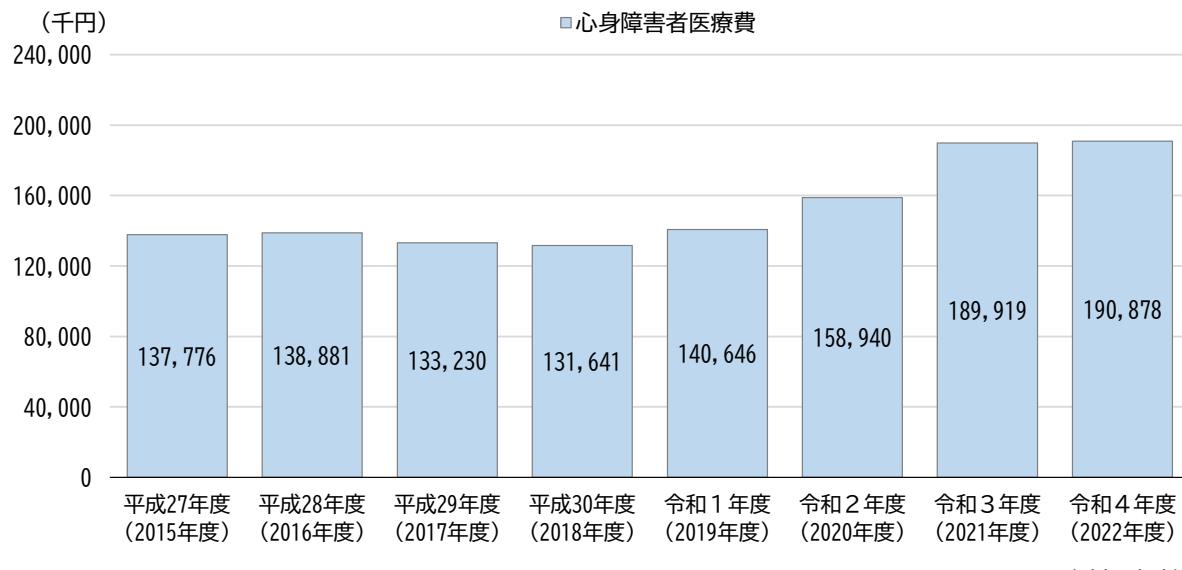
(2) 主な医療費助成の事業規模

①心身障害者医療費の助成規模の推移

身体障害者手帳1級～4級（4級は非課税世帯のみ）の所持者、石川県発行の療育手帳の所持者、または精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に、経済負担なく必要とする医療を受けられるよう、医療費（保険対象自己負担分）を公費負担し、心身障害のある人の健康の保持及び生活の安定を図っています。

近年、心身障害者医療費は、受給者数が横ばいの中、助成規模は増加傾向にあります。

図 14 心身障害者医療費の助成規模の推移

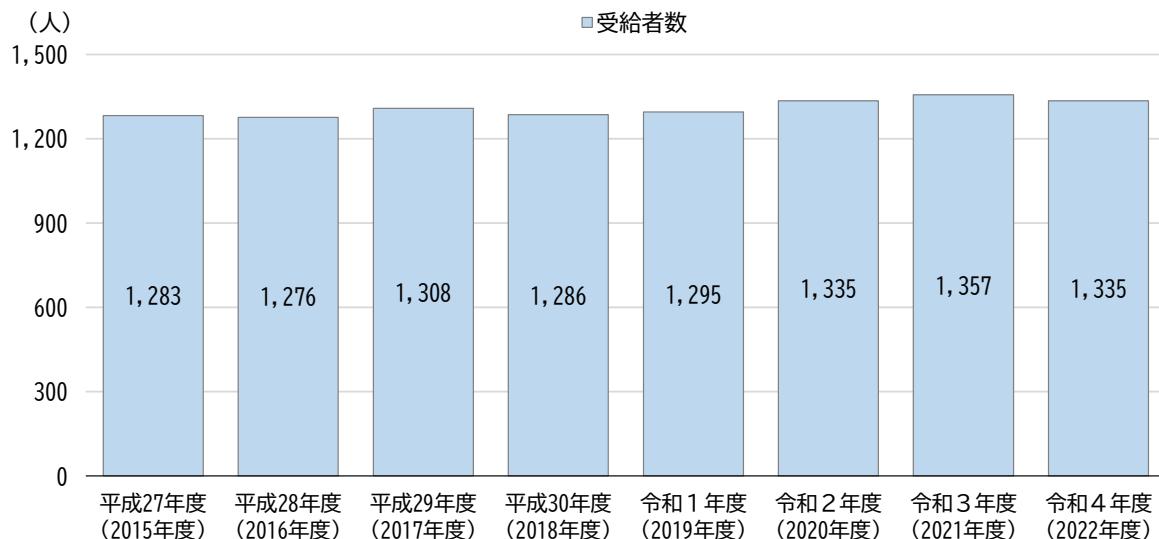


資料：福祉総務課

②心身障害者医療費の助成の利用状況の推移

心身障害者医療費の助成の利用状況を以下に示します。

図 15 心身障害者医療費の助成状況



3. 現状の評価

(1) サービス提供事業者へのヒアリングによる現状把握

第2期計画期間の6年間(2018~2023)における障害福祉施策の成果と現状の課題を把握するため、サービス提供事業者等にヒアリングを実施しました。計画期間中の成果・変化及び現状の課題を以下に示します。

図 16 第2期計画期間中の成果・変化（○）と現状の課題（▲）

項目	現状把握の内容
①障害福祉サービス全般と地域について	<ul style="list-style-type: none">○発達障害への理解が進み、認定を受ける人が増えた○療育につながる子が増えた（支給認定が5年で倍増）○核家族・共働き・ひとり親が増えた○相談支援体制が充実した（基幹相談支援センターの創設、相談支援事業所が増えた）○各種障害福祉サービス事業所が増えた（特にグループホームが増えた）▲本人・家族の高齢化が進んでいる▲支援に時間や労力を要する利用者が増えた。個別支援で配慮が必要な世帯が増えた▲サービス内容がわからず対象者とのマッチングや利用がしにくいことがある▲一部のサービスが不足している（生活介護・移動支援 等）▲対象者の低年齢化と継続的な相談への対応
②地域生活移行について	<ul style="list-style-type: none">▲地域生活への移行が進みにくい (地域生活への移行を目指しているサービス利用者が少ない)
③一般就労について	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人の就職率が向上している（一般就労も増えている）

(2) 第2期障害者基本計画の評価

①指標の達成状況

第2期障害者基本計画の指標の達成状況をみると、基本目標1の一般就労移行は当初の目標を大きく超えていますが、地域生活移行は目標を下回っています。基本目標2～5は、達成1、未達2、評価不能1となっています。

図17 指標の達成状況

基本目標	項目	基準値	最新値	累計	目標値	単位	評価
		平成29年度	令和5年度(見込)	平成30年～令和5年度	令和5年度		
1	地域生活移行者数	0	0	3	5	人(累計)	未達
	一般就労移行者数	5	8	43	8	人(累計)	達成
2	重度障害のある人の避難行動要支援者台帳への登録者割合	76.5	63.7	—	80.0	%	未達
3	障害福祉サービスの関係者による協議によって改善された取り組みの数	0	1	2	6	事業(累計)	未達
4	手話通訳者の派遣人数	62	100	462	80	人(延べ数)	達成
5	野々市市障害者スポーツ交流大会への参加者数	179	132	—	200	人/年	評価不能※

※コロナ禍で事業が休止したため

②事業評価

第2期障害者基本計画の事業評価を実施したところ、次の結果を得ました。全体的に概ね達成できたと評価される一方で、進捗が遅れている事業等が発生しています。

図18 第2期計画の事業評価まとめ

基本目標	事業評価(平成30～令和5年度 総合評価)					
	A：達成できた	B：概ね達成できた	C：取り組んでいる部分もあるが、達成できなかった	D：達成できなかった	E：未実施などで評価できない	合計
1 障害福祉サービスの提供体制づくり	2	11	0	0	0	13
2 安心して暮らせる地域づくり	2	8	0	1	0	11
3 支援の総合力を高めるネットワークづくり	1	5	0	1	0	7
4 障害福祉を支える基盤づくり	3	11	0	0	1	15
5 障害のある人の生活の質の向上	1	5	1	0	0	7

今後に向けては、指標の目標値を達成できるよう、取り組み内容を改善していくことが求められます。第2期計画の期間は、コロナ禍と重なったため、交流や地域との協働に関する事業の立て直しが求められます。

第3節 現状の課題の整理

1. 現状の整理

これまで本市の障害福祉サービスは、国の制度変更に対応しながら、障害のある人の地域ニーズを踏まえ展開してきました。本市の障害のある人の人口は、総人口の増加や医療機関の充実、障害（特に発達障害）に対する社会的な理解が進んだことなどにより増加（精神障害・知的障害）しています。また、サービス提供事業者の数も増加し、近年は、特に相談支援事業所やグループホーム等が充実してきています。

こうした背景もあり、一般就労移行は目標を超えて増加していますが、施設入所者の地域生活への移行は目標を下回っています。また、障害だけではなく、様々な困難を抱える世帯が増え、長期にわたり高度な支援を要するケースが増加しています。

2. 課題の整理

(1) 支援ニーズに対応した障害福祉サービスの提供体制の強化

これまで障害福祉サービス提供体制が充実する中で、一部のサービスや情報が障害のある人に十分に伝わりにくいこと等が発生しています。これまで以上にサービス提供体制を充実すると共に、利用者と適切につなげていく必要があります。また、可能な限り近くで必要なサービスが受けられる持続可能な環境をつくっていくことも重要です。

また、拡大する支援ニーズに対応して、就労支援をさらに進めていくことが求められます。加えて、障害のある人の高齢化にも対応して、介護サービスとの連携や総合的な支援をこれまで以上に推進していくことも重要です。

(2) 支援の総合力を高めるネットワークづくりの重要性

障害のある人の増加、複雑困難化するケースの増加に適切に対応していくためには、経験やノウハウを共有し、さらに蓄積するという好循環を生み出していくことが重要です。そのような好循環を生み出すための、障害福祉サービス提供側のネットワークを強化していくことが求められます。

(3) 共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域での支え合い・交流の推進が必要

障害の有無に関わらず、すべての人が助け合い、共に生きていく地域社会をつくっていくためには、自助・共助・公助の考え方に基づき、障害のある人自身の力を高めていける支援、家族や地域と連携していくことが重要です。特に、家族が高齢化し・障害のある人の孤立化が進んでいくため、これまで以上に地域と連携し、見守りや支え合い、交流の場づくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 障害福祉に関連する様々な分野との連携を深めていくことが重要

(1)～(3)を推進するためには、障害福祉分野だけではなく、様々な分野と連携しながら総合的に取り組みを進めていくことが必要です。人権・健康・交通・防災等の分野と連携しながら、障害があっても暮らしやすい住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

また、コロナ禍で推進が難しかった交流や地域との協働に関する事業を立て直していくことも重要です。

第3章 計画の基本理念

第1節 基本理念と基本目標

1. 基本理念

障害福祉のさらなる推進に向けては、障害者基本法が法制定の目的として規程する「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもと、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域を実現する必要があります。

そこで本計画の基本理念を以下のように定めます。

障害のある人もない人も共に支え合い

自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現

2. 基本目標

基本理念の下に、以下の基本目標を設定し、実現に向けて様々な施策を推進します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の強化

障害のある人の支援ニーズに対応して、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくためサービス提供体制の量と質の充実を推進します。

これまで以上にサービス提供体制を充実し、利用者と適切につなげていくことで、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある人の高齢化に対応して、総合的な支援の実践を推進します。

また、障害のある子どもの療育体制をこれまで以上に充実していきます。

(2) 支援の総合力を高めるネットワークづくり

障害のある人の増加、支援に時間や労力を要するケースの増加に対応していくため、サービス提供事業者等のサービス体系を支える関係者のネットワークを強化していきます。また、必要な支援に対応したサービスへのアクセシビリティを高めるために、情報環境を充実していきます。

障害福祉に関連する課題を共有したり、協議したりする場を活用しながら、サービスの質を底上げします。

(3) 共に生きる地域づくり

障害のある人が地域の中で安心して暮らすために、家族との連携、地域の理解を促進し、参加と支え合いによる地域の協力体制を強化していきます。

障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。障害のある人が、様々な社会活動へ主体的に参加できる環境を整えていきます。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

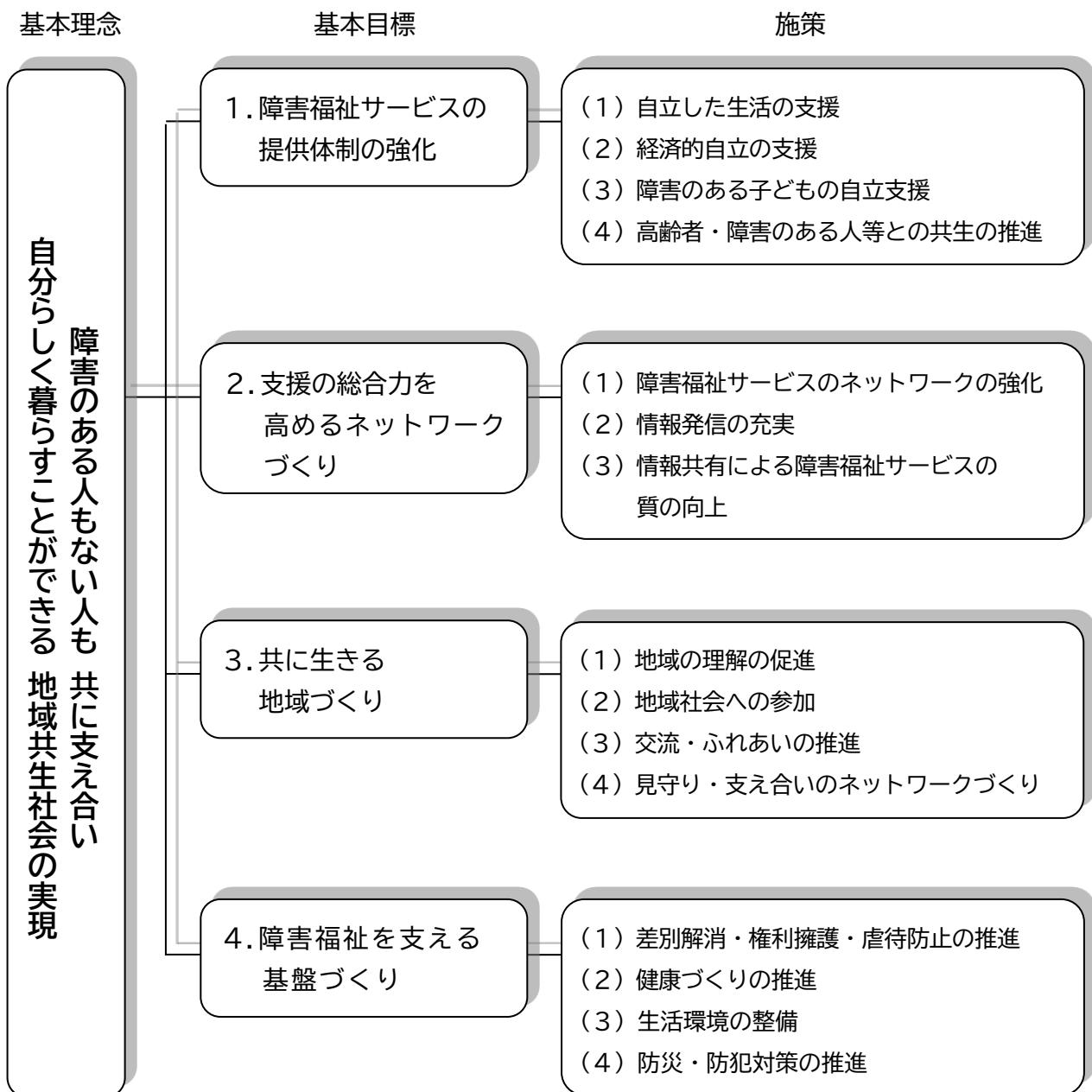
(4) 障害福祉を支える基盤づくり

障害福祉を推進していくため、ソフト・ハードの両面から基盤の強化に取り組みます。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、差別解消・権利擁護・虐待防止、健康づくりを推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、生活環境の整備や防災・防犯対策に取り組みます。

第4章 施策の展開

第1節 施策の体系



第2節 施策の展開

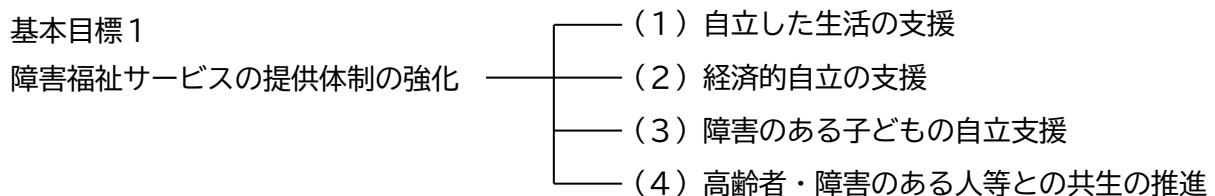
基本目標1 障害福祉サービスの提供体制の強化

【基本目標1のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートし、一人ひとりの状況に合わせてサービスを総合的に提供することが必要です。

人口増加に伴う障害のある人の増加、高齢化・孤立化等の進展に対応し、障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくため、サービス提供体制を強化させ、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある子どもの療育体制を強化していきます。

■施策の体系



(1) 自立した生活の支援

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある人が自立した生活を送れるよう、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児に対する支援等の障害福祉サービスを充実します。

〔主な取り組み〕

①介護給付・訓練等給付 サービスの充実	サービスの利用を希望する人が、必要なサービスを受けることができるよう、介護給付、訓練等給付に関わるサービスの提供体制やサービス内容を充実します。 また、障害者基幹相談支援センターの総合相談窓口を活かしながら、障害のある人の一人ひとりの状況に合わせたサービスの支給に努めます。
②相談 支援体制の充実	障害のある人が適切な支援を受けられるよう、増加するニーズに対応し、計画相談支援、地域相談支援等の相談支援の体制を充実します。 障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働・高齢者福祉・子育て関係者、行政等の各相談機関や地域との連携により、相談への対応力を強化します。

③公費負担医療の活用	障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、心身障害者医療費助成、自立支援医療の給付、精神障害者通院医療費助成等の制度により医療費負担の軽減を実施します。
④福祉用具の普及促進	難病等を含む障害のある人への補装具・日常生活用具の適切な給付を推進します。障害者手帳の交付時に案内を行います。また、障害者団体や近隣自治体との情報交換により、必要な福祉用具等の検討を行います。
⑤地域生活支援事業の充実	障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、日常生活、社会参加、就業・就労を支援するサービスの提供体制やサービス内容を充実します。
⑥障害のある子どもに対する支援の充実	障害のある子どもが地域で自立した生活ができるよう、日常生活、保育・教育を支援するサービスの提供体制やサービス内容を充実します。また、県に対して、重度障害を持つ子どものための入所施設の充実を働きかけます。
⑦経済的な支援	障害のある人の生活を、障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種手当、給付金等により支えます。また、自立支援給付や日常生活用具等のサービス利用者に対して、収入に応じて負担の軽減を実施します。制度の周知を進め、全ての対象者がサービスを利用できるよう努めます。

(2) 経済的自立の支援

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある人が経済的に自立していくため、自立支援給付の訓練等給付の事業に関係する団体・企業等と連携しながら支援体制を強化します。

[主な取り組み]

①雇用拡大と職場環境の改善	障害のある人の雇用について事業主の理解を深め、石川労働局や商工会等の関係機関と連携しながら、事業主に対する助成制度を周知し、障害のある人の雇用機会の拡大を働きかけます。
②総合的な就労支援の推進	障害のある人や支援事業者、企業への働きかけにより、就労移行支援事業の活用を推進します。また、障害のある人が雇用された後の職場への適応と就労の継続に向けた支援を行うため、事業主等に対してトライアル雇用やジョブコーチ制度の導入を働きかけます。 さらに、関係機関（障害者職業能力開発校、職業安定所等）との連携により、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を図ります。

(3) 障害のある子どもの自立支援

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある子どもが自立した生活を送れるよう、障害児通所支援等による障害福祉サービスを充実します。

[主な取り組み]

①妊産婦・乳幼児健康診査の実施	<p>母子健康手帳交付時に、適切な情報提供と助言を行います。さらに妊娠・出産・育児について切れ目ない支援を行います。</p> <p>安心して子どもを生み、子どもが健やかに育つため妊産婦・乳幼児健康診査を実施し、健康診査において精密検査が必要とされた方には費用負担の軽減を図ります。</p> <p>乳幼児健診等で経過観察が必要と認められた場合は発達相談センターを紹介します。</p> <p>また、明らかに専門医療機関や療育機関への受診が必要な場合は適切な相談機関へ繋げていきます。</p>
②発達の遅れのみられる子どもへの支援体制の充実	<p>発達の遅れのみられる子どもを早期に発見し、子育てや教育等に関する不安に対応し、効果的な治療や療育が受けられるようにするために、発達相談センターをはじめ、関係機関(教育総務課、子育て支援課、健康推進課、医療機関、保育園・認定こども園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等)の連携強化を図り、相談や支援を充実します。また、複合的な課題を持つケースに対する支援体制の整備を検討します。</p> <p>加えて、対応する関係者(保育士等)が障害についての理解を深め、適切な支援を行えるよう、研修の機会及びその内容の充実に努めます。</p>
③障害児保育の充実	<p>各保育園・認定こども園において、障害のない子どもとの交流や統合保育を推進します。また、保育士を対象に障害についての理解を深めるための研修を拡充し、障害のある子ども一人ひとりの特性に対応した保育を充実します。</p>
④特別支援教育の推進	<p>特別支援教育支援員をすべての小・中学校に配置し、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。</p> <p>また、特別支援教育支援員及び教員が適切な指導・教育ができるよう、各種研修等を充実させ、専門性や資質の向上に努めます。</p>

(4) 高齢者・障害のある人等との共生の推進

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、障害のある人と高齢者等の交流の場を活用して、障害のある人と高齢者の共生型サービスを推進します。

[主な取り組み]

①総合的な支援の実施	<p>今後、必要性が高まる障害のある人と高齢者等に対する総合的な支援のあり方について、障害のある人と高齢者等の交流の場(コミュニティカフェ等)を活用した実践を重ねながら、上手な手法等を仕組み化することを目指して、障害のある人と高齢者の共生型サービスに対応した拠点整備を検討します。</p>
------------	--

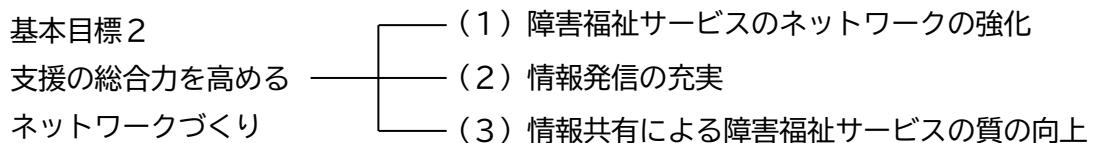
基本目標2 支援の総合力を高めるネットワークづくり

【基本目標2のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートするサービスの質を高めていくことが必要です。

人材や事業費等の限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に障害福祉サービスを提供していくため、サービス体系を支える関係者との連携を強化していきます。障害福祉に関連する情報の集約、共有、課題を協議する場を整備することで、サービスの質の底上げを図ります。また、地域生活支援拠点や共生社会のあり方を研究していきます。

■施策の体系



(1) 障害福祉サービスのネットワークの強化

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、地域生活支援拠点や基幹相談支援機能の充実を図ります。また、障害福祉に関連する情報の集約と、利用者の視点を取り入れたわかりやすい情報提供を推進します。

〔主な取り組み〕

①地域生活支援拠点の体制づくり	障害のある人本人の重度化・高齢化はもとより、「親なき後」など本人を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・育成等に努めるとともに、障害福祉サービスの体験の機会と場を提供することで継続した支援体制を構築します。
②基幹相談支援機能の充実	本市における相談支援体制の中核となる障害者基幹相談支援センターを令和4年4月に設置しています。障害のある人やその家族等の様々なニーズに対応するため、4つの大きな役割である「総合相談」「地域移行、地域定着に係る関係機関との調整、普及啓発等」「相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言及び人材育成」「権利擁護」を中心に、市内の相談支援体制の充実を図っていきます。 また、中長期的に役割を果たしてけるよう、人材育成等が可能な体制についても検討します。

(2) 情報発信の充実

障害福祉を支える基盤の強化として、情報発信体制の検証と改善による情報アクセシビリティの向上に取り組みます。また、平時はもちろん、緊急時においても障害のある人と周囲の人との相互の意思疎通支援や必要な人材の育成と活用を通して、障害のある人への情報提供やコミュニケーションの充実を図ります。

[主な取り組み]

①情報アクセシビリティの向上	<p>当事者団体からのヒアリングを通し、平常時の広報等による情報発信や災害時の連絡体制が適切かつ効果的であるかを検証し、必要な情報を確実に届けるための情報発信体制を構築します。</p> <p>構築した情報発信体制を活用して、新たな障害福祉サービスの紹介、地域のイベントの紹介等、情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、聴覚・言語障害など、コミュニケーションに制約を受ける障害のある人は、日常生活の中で情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。このため、今後も継続して手話通訳士等の有資格者を職員として複数採用し、障害のある人のコミュニケーション支援の充実に努めます。</p>
②障害福祉サービス等の情報提供	<p>障害のある人が必要とするサービスを適正かつ効率的に利用できるよう、障害者総合支援法に基づいて実施されるサービス、地域の中で実施されているサービス等を、利用者の視点で整理し、わかりやすい情報提供を推進します。</p> <p>また、利用者の高齢化、障害等級等の変化に伴い、利用しているサービスの見直しが必要となった際には、地域の障害福祉サービス事業所等が障害のある人やその家族等に対して、適切に支援の情報提供等を行うことができる体制づくりに努めていきます。</p>
③意思疎通支援の 人材育成と活用	障害のある人への情報提供やコミュニケーションの充実を図るために、関係団体との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者を養成し、自立と社会参加を促進します。

(3) 情報共有による障害福祉サービスの質の向上

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、野々市市障害者自立支援協議会を活用して、障害福祉サービスの関係者との情報共有や課題の協議等を推進します。

[主な取り組み]

①障害のある人の支援に関する情報共有の推進	障害のある人の支援ニーズに応えるために、野々市市障害者自立支援協議会を活用して、医療・教育・就労等の関連分野の機関との連携を強化します。情報集約・共有の仕組みを構築し、情報へのアクセス性を高めます。
②大学連携の推進	連携協定を締結した市内外の大学との連携により、各大学の技術や知識を活かした事業を推進していきます。

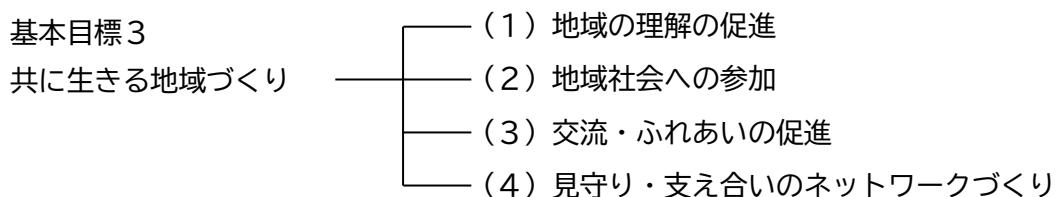
基本目標3 共に生きる地域づくり

【基本目標3のねらい】

障害の有無に関わらず、誰もが社会の一員として参加・貢献できる地域をつくっていくためには、地域社会への参加や交流を通して、障害のある人と障害のない人が互いに関係づくりを学び・実践することで、社会的な障壁をなくしていくことが必要です。

障害のある人が地域の中で暮らしていくために、地域の理解を促進し、地域の協力体制を強化します。合わせて、障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

■施策の体系



(1) 地域の理解の促進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域福祉の活動の担い手との連携を推進するとともに、市民に対して障害に関する情報発信を推進します。また、小・中学校や地域における福祉教育の充実に取り組みます。

〔主な取り組み〕

①市民の理解を深める 情報発信	市のホームページや広報等を通じ、市民相互の人格と個性を尊重し合う共生社会の推進に関する情報発信を図ります。また、障害者雇用支援月間（9月）や、障害者週間（12月3日～12月9日）等の理解促進強化期間に合わせた啓発や交流事業を推進し、市民の障害及び障害のある人への理解を深めます。
②学校における福祉教育 の充実	小学校では、総合的な学習の時間において、実際の体験を通じて、自ら課題を発見し、学び、考える能力を育てるこことを目指し、障害のある子どもたちとの交流を実施します。また、このような機会を通じて、障害のある人に対する理解を深めます。
③地域における福祉教育	障害のある人と地域との交流の実践を通じて、互いの理解を深められるよう、情報提供やアドバイスを実施します。交流の実績やノウハウを蓄積し、事例を取りまとめたパンフレット等で周知することにより、交流の拡大を目指して情報発信を推進します。

④障害のある人からの情報開示の促進	ヘルプカードなどの周知と普及を促進することで、障害のある人や何らかの配慮が必要な人自らが、周囲の人に情報発信し、求める配慮や支援が受けられるよう、取り組みます。
⑤民生委員・児童委員等との連携	障害のある人の地域生活への移行を推進するために必要な環境整備の一つとして、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員と情報を共有し、地域の実情にあった支え合いの体制づくりを実施します。

(2) 地域社会への参加

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域での障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、選挙や障害関係の施策形成等への障害のある人の参加を推進します。

[主な取り組み]

①コミュニティ参加	障害のある人が町内会活動や子ども会活動等へ積極的に参加することで、地域の一員として暮らしていくよう、障害のある人、町内会、民生委員・児童委員等の関係者に交流の促進を働きかけます。また、交流が継続し進展するよう、アドバイスや、課題への対応等、合理的配慮を促すための意見交換を実施します。
②障害のある人のボランティア活動の参加促進	地域のボランティア活動を希望する人が活動をスムーズに開始できるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターによるボランティア活動に関する情報提供やボランティアニーズのマッチングを推進します。 また、障害のある人が同じ立場から障害のある人をサポートするボランティア活動(ピア・サポート活動)を支援します。
③障害関係施策及び計画の策定・変更における意見聴取、関連委員会等への参加依頼	障害のある人に関わる計画の策定や変更において、事前に直接意見を聞く機会を設定するほか、当事者団体を通じて策定委員としての参加を依頼することで、障害のある人と当事者団体の施策形成プロセスへの参画を推進します。

(3) 交流・ふれあいの推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域の様々な活動に参加する先駆者となる障害のある人を支援します。また、障害のある人と地域住民との交流の場を増やしていきます。

[主な取り組み]

①生涯学習の充実	<p>関係機関等と連携し、障害のある人のライフステージに応じた、生涯学習への参加を促します。また、各種講座へ参加できる環境づくりとして、聴覚障害のある人への手話通訳者や要約筆記者の配置や、視覚障害のある人等のための移動支援の充実等を推進します。</p> <p>参加者の中で交流が生まれるよう、障害のある人の中からコーディネーターの役割を担う人を見出し、交流が継続、進展するよう事業の主催者と調整を図ります。また、活動の場における合理的配慮に関するアドバイスや、課題への対応に関する意見交換を実施します。</p>
②スポーツ・レクリエーション活動の充実	<p>関係機関等と連携し、障害のある人のライフステージに応じた、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促します。</p> <p>参加者の中で交流が生まれるよう、障害のある人の中からコーディネーターの役割を担う人を見出し、交流が継続、進展するよう事業の主催者と調整を図ります。また、活動の場における合理的配慮に関するアドバイスや、課題への対応に関する意見交換を実施します。</p>
③芸術・文化活動の推進	<p>関係機関等と連携し、障害のある人のライフステージに応じた、文化・芸術活動への参加を促します。イベント等の運営にあたっては、障害のある人が参加して楽しめるよう、合理的な配慮を行います。</p>
④交流の場の整備充実	<p>コミュニティカフェ等の活用により、障害のある人と地域住民との交流の場を開拓します。また交流が継続、発展するよう交流のコーディネーターの役割を担う人を見出し、合理的配慮に関するアドバイスや、課題への対応に関する意見交換を実施します。併せて交流の場と機会についての情報発信に努めます。</p>

(4) 見守り・支え合いのネットワークづくり

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域支え合いマップや災害時要援護者の個別避難計画を活用しながら、地域による見守り体制を整備します。また、障害のある人と障害のない人の交流を促進し、市民による障害福祉に関する社会活動を支援します。

[主な取り組み]

①地域見守り体制の整備	障害のある人の孤立化等に対応するため、地域住民による日常的な見守り体制を充実します。また、民生委員・児童委員や地域福祉推進員との継続的な情報交換を行います。
②地域支え合いマップづくりの促進と活用	障害のある人と地域をつなぐきっかけづくりとして、障害のある人の意向を尊重しながら、地域支え合いマップに障害のある人の情報を掲載できるように働きかけを行います。
③避難行動要支援者の個別避難計画等の作成	心身の障害により災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者にあっては、各種福祉手帳の交付時や関係団体への制度周知を通して、避難行動要支援者の名簿情報提供を推進します。 この名簿を元に、災害時にも必要な支援が確実に受けられるよう、消防関係・自主防災組織・民生委員・障害団体等の関係機関と登録情報の共有を図るとともに、個人のプライバシーに十分配慮しながら町内会に対し個別避難計画の策定を呼びかけます。 また、地域の障害のある人をはじめ、市内の障害者関係施設に対しても防災訓練、避難訓練への参加を呼びかけます。浸水想定区域に位置し地域防災計画において要配慮者利用施設として指定されている施設については、安全確保のための避難確保計画の策定を推進いたします。
④市民による障害福祉に関する社会活動の支援	障害のある人に、身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会等の当事者団体への参加を呼びかけることで活動を支援します。 また、市民による障害福祉に関する社会活動の機運が高まった場合に、提案型協働事業等を通じてその活動を支援します。

基本目標4 障害福祉を支える基盤づくり

【基本目標4のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉を支える基盤を強化していくことが必要です。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、差別解消・権利擁護・虐待防止、健康づくりを推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、生活環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

■施策の体系



(1) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

障害福祉を支える基盤の強化として、交流を通じて障害や障害のある人への理解を深めることによる差別解消、成年後見制度等による権利擁護、虐待防止と虐待を受けた人への支援に取り組みます。

〔主な取り組み〕

① 権利擁護の推進	<p>主に知的障害、精神障害のある人の地域生活を支援するために、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う福祉サービス利用援助事業の周知と利用促進に努めます。</p> <p>また、知的障害、精神障害のため判断能力の低下やコミュニケーションの困難な人等の権利を守ることができるよう、成年後見制度の理解を広めます。</p>
② 虐待の防止と虐待を受けた人への支援の推進	<p>虐待防止等協議会との連携や、関係機関との情報共有により、児童・高齢者・障害者虐待防止及び配偶者暴力の防止に努めます。また、虐待を受けた人に対する適切な保護や支援等の対策を推進します。</p>

(2) 健康づくりの推進

障害のある人の生活の質の向上を目指して、健康づくり活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

[主な取り組み]

①生活習慣病予防の推進	障害のある人に、健康診査の受診や健診結果に基づく健康相談や健康教室等の利用を呼びかけます。健康診査を受けた障害のある人には、訪問等により結果の説明を行います。また、健康教室の運営にあたっては、障害のある人が参加できるよう配慮を行います。
-------------	--

(3) 生活環境の整備

障害福祉を支える基盤の強化として、障害のある人の移動の充実や公共空間のバリアフリー化に取り組みます。

[主な取り組み]

①移動支援の充実	福祉タクシー利用料金、自動車改造費、介助用自動車改造費、自動車運転免許取得費の助成制度について制度周知を図り、障害のある人の外出と社会参加を支援します。 また、「のっティ」等の地域公共交通の利用を推進しながら、障害のある人に対する合理的配慮の視点からの改善点を研究し、安全で利便性の高い公共交通網の整備を進めます。
②福祉有償運送の活用促進	福祉有償運送の制度を周知することにより、自力で移動することが困難な方の移動支援を図ります。
③道路・公共施設等のバリアフリー化推進	安全で人にやさしい生活空間を拡大していくために、障害のある人を含め住民が快適に公共施設や歩道等を利用できるよう、バリアフリー化を推進します。 また、障害のある人が、選挙権を円滑に行使できる環境を整備するため、投票所における車いすの配置や段差解消等のバリアフリー化、点字投票、郵便等による不在者投票の活用等を推進します。

(4) 防災・防犯対策の推進

障害福祉を支える基盤の強化として、災害発生時における福祉避難所の確保や障害のある人への情報伝達手段の確保に取り組みます。また、地域の防犯対策の促進や消費者問題に関する意識啓発に取り組みます。

[主な取り組み]

①福祉避難所の確保	障害のある人が災害発生時に、避難所での生活に支障をきたすことのないよう、福祉避難所を整備します。また、平常時から災害発生時を想定し、福祉避難所に求められる施設機能、資機材の調達体制を確認するとともに、必要量の確保に努めます。
②障害特性に配慮した 情報伝達体制の確保	市の安心・安全情報メール配信サービス「ほっとHOTメールののいち」の周知、メール登録を推進します。また、ファックスや地域広帯域移動無線アクセスシステムなど新しい情報伝達手段の活用を研究することで、聴覚及び視覚障害にある人をはじめ、障害のある人の属性に応じた防災情報の提供に努めます。
③消費者保護対策の充実	障害のある人や認知症高齢者等が悪質訪問販売等の消費者被害に遭わないよう、消費者問題に関する情報について、広報等への掲載やパンフレット配布により情報発信を行い、注意を促します。 また、民生委員児童委員協議会全体定例会において消費者トラブルの最新事例を紹介することで、独居老人宅等へ個別訪問する際に民生委員・児童委員から訪問先へ情報提供していただくなど、障害のある人や認知症高齢者等への情報提供や見守りについても関係機関との連携を強化し推進していきます。

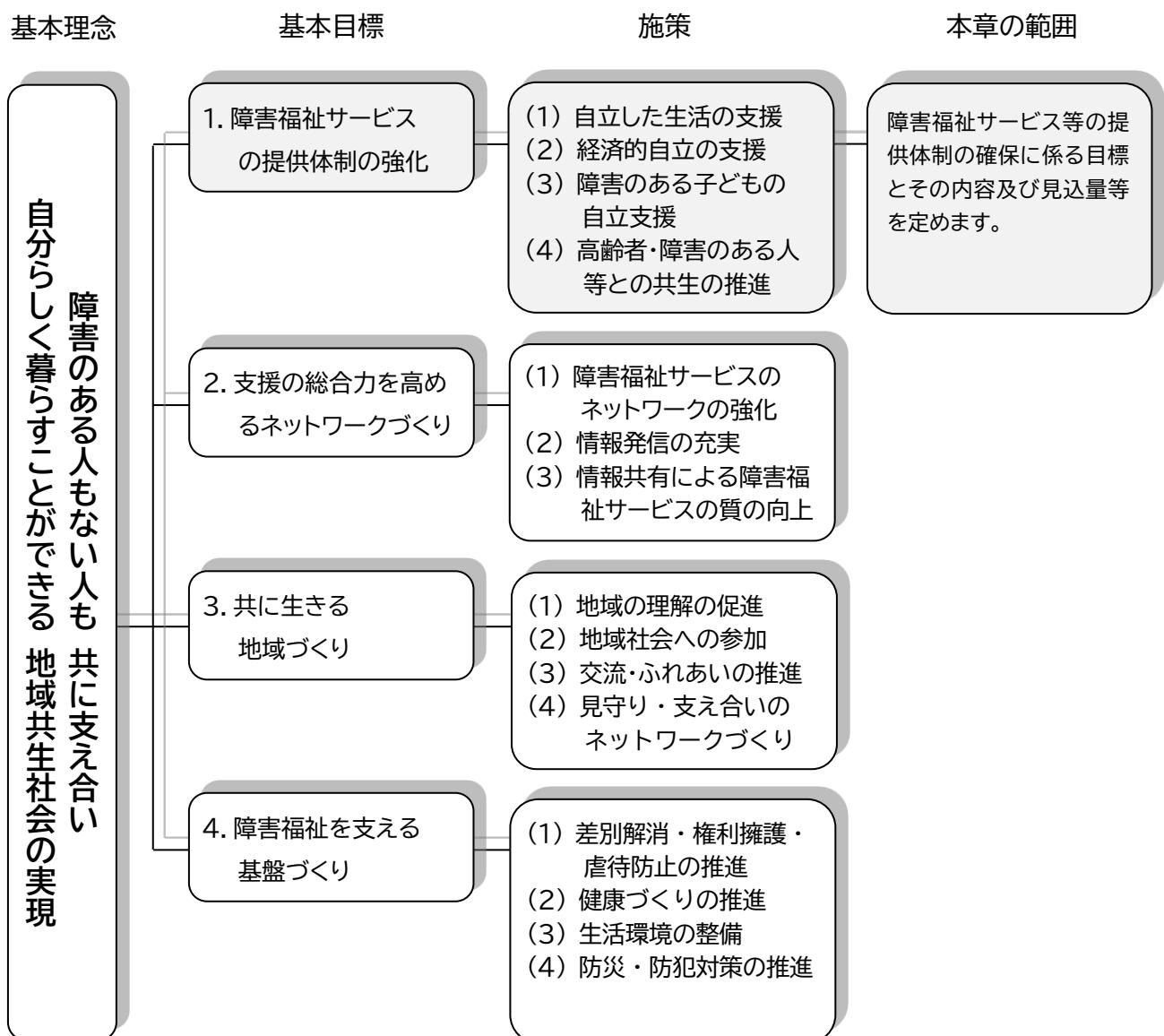
第5章 障害福祉サービスの内容と見込量

第1節 本章の位置づけ

本章は、野々市市障害福祉計画、野々市市障害児福祉計画として位置づけます。

第2節 本章と本計画の施策体系との関係

本章では、主に基本目標「1. 障害福祉サービスの提供体制の強化」に紐付く障害福祉サービスの提供体制の確保に係る「障害福祉サービス」の内容について国の基本指針を踏まえて示します。

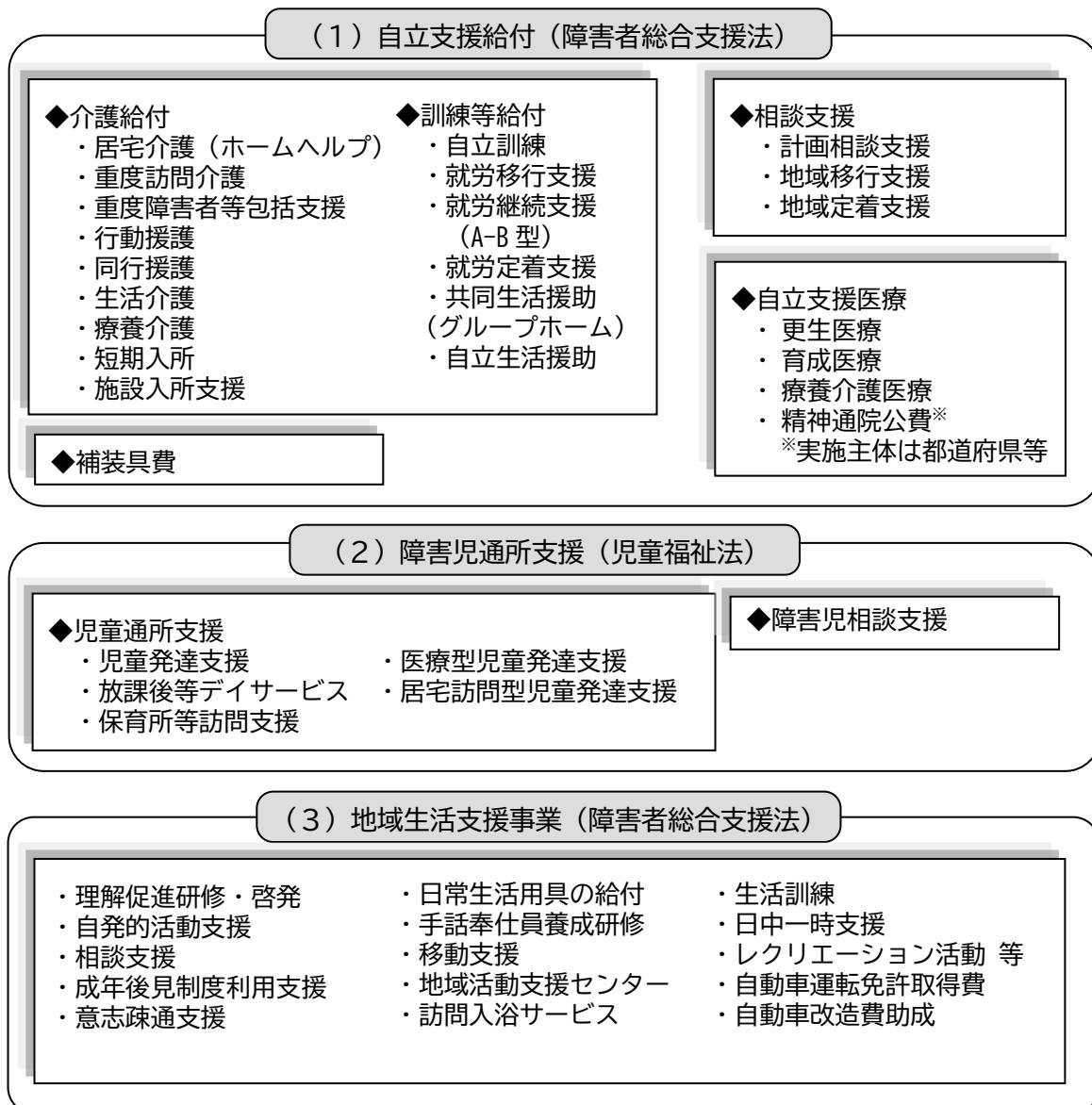


第3節 障害福祉サービスの内容

1. サービスの体系

本章で示す障害福祉サービスは、障害者総合支援法による自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による児童通所支援から構成されます。

図19 サービスの体系



2. サービスの内容

本計画で展開するサービスの内容を以下に示します。なお、介護給付及び訓練等給付のサービスは利用の場面ごとに記載します。

図 20 介護給付及び訓練等給付のサービスの利用の場面ごとの整理

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護	生活介護 療養介護 短期入所	施設入所支援
訓練等給付		自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)

（1）自立支援給付

①訪問系サービス

ア. 居宅介護(ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
イ. 重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で介護や外出時の移動支援等を総合的に提供します。
ウ. 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い重度障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
エ. 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を提供します。
オ. 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある人等に、移動に必要な情報の支援(代筆・代読を含む)、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を提供します。

②日中活動系サービス

ア. 生活介護	常時介護を必要とする障害のある人で、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。利用対象者は、常時介護が必要な人で、障害支援区分3(施設入居者は障害支援区分4)以上、また50歳以上の障害のある人の場合、障害支援区分2(施設入居者は障害支援区分3)以上の人人が想定されています。
イ. 自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。このうち、機能訓練は、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害のある人に対して、リハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行うものです。生活訓練は、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害のある人に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行うものです。両訓練とも訓練の長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

ウ. 就労移行支援	就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。標準利用期間が定められています。
エ. 就労継続支援	<p>一般企業等での就労が困難な人に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。この事業には、A型とB型の2つのタイプがあり、内容は次のとおりです。</p> <p>A型：雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった人、盲ろう・養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、一般企業を離職した人や就労経験のある人等が対象となります。</p> <p>B型：就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人、一定の年齢に達している人が対象となります。</p>
オ. 療養介護	医療及び常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。利用期限は定められていません。利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医学的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある人で障害支援区分5以上の人を想定しています。
カ. 短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害のある人を障害者支援施設等へ短期間入居させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供するものです。

③居住系サービス

ア. 共同生活援助(グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。利用期限はありません。利用対象者は、就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある人、精神障害のある人であって、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されています。
イ. 施設入所支援	施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

④相談支援

ア. 計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する人を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。
イ. 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。

ウ. 地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急時に相談や訪問等の支援を行います。
------------------	--

(2) 障害児通所給付

①障害児通所支援

ア. 児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業所の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。
イ. 放課後等 デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
ウ. 保育所等訪問支援	障害のある児童が集団生活を営む施設(保育所等)を訪問し、障害のある児童に対して集団生活への適応のための支援や訪問先施設等の支援者に対して支援方法の指導等を行います。

②障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、障害児支援利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

(3) 地域生活支援事業

ア. 理解促進研修・ 啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるため教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の研修や啓発事業を行います。
イ. 自発的活動支援 事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等の活動を支援します。
ウ. 相談支援事業	障害のある人、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会の活用により、相談支援体制やネットワークを構築します。
エ. 成年後見制度 利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
オ. 成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行う法人を確保するための研修・組織体制の整備、活動支援を行います。
カ. 意志疎通支援事業	聴覚に障害のある人の社会生活における意志疎通を仲介するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
キ. 日常生活用具 給付事業	特殊寝台等、障害のある人が日常生活を営むために必要な用具を給付します。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の6種類の用具があります。
ク. 手話奉仕員 養成研修事業	聴覚に障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

ケ. 移動支援事業	円滑に外出できるよう支援します。個別支援型、グループ支援型があり、対象者は、屋外での移動に支援が必要な、1) 体幹もしくは両上下肢の障害で1級に相当する障害のある人、2) 知的障害のある人、3) 一人での外出が困難な精神障害のある人、4) 難病患者等のうち、1) と同程度の人、5) 発達障害と診断された人です。
コ. 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。
サ. 訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持等を図ります。
シ. 生活訓練等事業	中途失明又は失聴した人や介護者が障害、疾病、高齢、就労等により介護できなくなった視覚障害の人又は聴覚障害の人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
ス. 日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害のある人に日中の活動の場を提供します。
セ. レクリエーション活動等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者スポーツ交流大会を開催します。
ソ. 自動車運転免許取得・改造助成事業	重度身体障害の人の社会参加促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費及び就労等に必要な自動車の取得費又は改造費を一部助成します。

第4節 本計画の目標と障害福祉サービスの量の見込

1. 本計画の成果を測定する目標の設定

国が基本指針で設定する7つの成果目標に対応して、本計画の取組の成果を測定するための数値目標を設定します。

◆国の基本指針が示す7つの成果目標

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)障害児支援の提供体制の整備等
- (6)相談支援体制の充実・強化等
- (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

また、本計画の基本理念の実現のためには、7つの成果目標だけではなく、より総合的に施策を推進していくことが必要なことから、本計画の基本目標として設定している以下の2項目についても成果を測定する数値目標を設定し、計9つの視点で進行管理を行います。

◆本計画の基本目標 3

- (8)交流・ふれあいの推進
- (9)見守り・支え合いのネットワークづくり

以下に、9つの目標とそれぞれの目標の達成状況を把握するための数値目標を示します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設中の障害のある人（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の目標を設定します。

〔国の基本指針〕

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

〔数値目標〕

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
地域生活への移行者数	4人	令和4年度末の 施設入所者数 53人
施設入所者削減見込数	3人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

[国の基本指針]

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年	
協議の場における保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数（新）	7人	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（新）	1回	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	1人 (令和4年度末)
精神障害者の地域定着支援の利用者数	3人	1人 (令和4年度末)
精神障害者の共同生活援助の利用者数	48人	24人 (令和4年度末)
精神障害者の自立生活援助の利用者数（新）	1人	1人 (令和4年度末)
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	3人	3人 (令和4年度末)

(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。

[国の基本指針]

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

〔数値目標〕

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討（新）	1回	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数（新）	1人	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数（新）	3回	

〔4〕福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

一般就労への移行を進めるにあたっては、ハローワークや石川県障害者職業センター等の就労支援機関との連携を強化し、障害のある人を適切な機関へつなぐことで、一般就労への移行を進めます。

〔国の基本指針〕

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
 - 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
 - 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
 - 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】
- ※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

〔数値目標〕

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
一般就労への移行者数（就労移行支援事業）	12人	9人 (令和3年度)
就労定着支援事業の利用者数	13人	9人 (令和3年度末)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、単独での設置が難しいことから、近隣市のサービス資源を活用し、受け入れ実績のある児童発達支援事業所と連携していきます。

また、重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、開設相談がある場合には、支援体制を確保していくよう働きかけます。

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

[国の基本指針]

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1力以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1力以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(医療的ケア児支援センターの設置は新規)

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
医療的ケア児部会等の開催回数	4回	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センター等の相談支援体制の強化を拡充します。

[国の基本指針]

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	20回	
相談支援事業所の人材育成の支援件数、 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	
協議会において、個別事例の検討の実施回数	1回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの審査支払に関する研修等に参加し、適切に運営が行われるよう努めます。

また、障害福祉サービスに関する研修等の参加で市職員の力量形成を図るとともに、自立支援協議会の部会等の関係者との連携により、サービス提供の効率化を図ることや新たな資源を発掘する等により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

[国の基本指針]

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	6人	

(8) 交流・ふれあいの推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域の様々な活動に参加する先駆者となる障害のある人を支援します。また、障害のある人と地域住民との交流の場を増やしていきます。

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
市・市社会福祉協議会が主催する スポーツ・文化・イベント提供の場の数 (スポーツ交流会・市美術展・商業施設での販売会・福祉フェス)	5回	4回 (令和4年度)

(9) 見守り・支え合いのネットワークづくり

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域支え合いマップや災害時要援護者の避難支援プランを活用しながら、地域による見守り体制を整備します。また、障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、市民による障害福祉に関する社会活動を支援します。

[数値目標]

項目	目標値 (令和8年度末)	備考
災害時に支援体制ができる町内会の数	50 箇所	20 箇所 (令和4年度末)

参考:野々市市第6期障害福祉計画・野々市市第2期障害児福祉計画の指標の達成状況

成果目標	指標名	基準値 (R1年度)	R2	R3	R4	R5 (見込)	目標値 (R5年度)
成果目標1 施設入所者の地域生活への移行							
1	地域生活移行者数：人 (%)	1 (2%)	2 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (5%)
	施設入所者削減見込：人 (%)	2 (4%)	5 (10%)	2 (4%)	1 (2%)	1 (2%)	3 (5%)
成果目標2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築							
2	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数：回	0	1	1	1	1	2
	精神障害者の地域移行支援の利用者数：人	1	0	1	1	2	3
	精神障害者の地域定着支援利用者数：人	1	1	1	1	2	3
	精神障害者の共同生活援助の利用者数：人	13	16	18	23	23	15
成果目標3 地域生活支援拠点等の整備							
3	地域生活支援拠点等の整備	0	0	0	0	0	1
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等							
4	一般就労移行者数：人	6	8	9	6	8	8
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数：人 (%)	-	3 (38%)	2 (22%)	1 (16%)	2 (25%)	6 (70%)
	移行支援事業から一般就労移行者数：人	5	4	4	2	6	6
	就労継続支援A型から一般就労移行者数：人	1	4	4	4	1	2
成果目標5 障害児支援提供体制の整備等							
5	医療的ケア児部会等の開催回数：回	3	2	2	3	3	4
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数：人	0	0	0	0	0	1
成果目標6 相談支援体制の充実・強化							
6	基幹相談機能の整備	0	0	0	1	1	1
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数：人	0	0	4	6	6	15

2. 障害福祉サービス等の量の見込

成果目標を達成するために必要な量の見込を福祉サービスごとに設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護	人分 時間分	34 544	39 495	47 810	68 1237	78 1346	88 1453

※一月あたりの平均値

障害のある人を地域で支えるための基本事業である訪問系サービスについては、成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」や「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を達成するためにも重要なサービスであることから、事業所等と連携を図りながら、必要量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①日中活動サービス（短期入所を除く）

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分 人日分	115 2103	117 2165	112 2274	113 2398	115 2440	117 2482
自立訓練（機能訓練）	人分 人日分	5 31	3 24	2 20	3 28	3 28	3 28
自立訓練（生活訓練）	人分 人日分	7 50	4 66	3 64	4 66	4 66	4 66
就労移行支援	人分 人日分	14 88	20 102	17 231	25 127	30 153	35 178
就労継続支援（A型）	人分 人日分	62 1035	80 1041	72 1294	90 1171	95 1236	100 1301
就労継続支援（B型）	人分 人日分	104 1474	124 1641	115 1875	135 1777	137 1805	139 1833
療養介護	人分	12	12	12	12	12	12

※一月あたりの平均値

精神障害者手帳所持者数の増加等から、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援サービスの必要性はますます高くなると思われます。

成果目標である「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「福祉施設から一般就労への移行」を達成するためにも必要なサービスであることから、より充実するように努めます。

そのためにも、関係機関と連携し、障害のある人が望む地域生活の支援のため、必要な

サービスの量と質の確保に努めます。

②短期入所

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（合計）	人分 人日分	25 116	27 122	45 185	48 204	53 224	58 244
福祉型短期入所	人分 人日分	23 110	25 115	42 168	45 180	50 200	55 220
医療型短期入所	人分 人日分	1 6	2 8	3 17	3 24	3 24	3 24

※一月あたりの平均値

障害がある人にとって、介護者が病気などで介護ができない時に、短期的に入居できる施設の確保は重要です。

今後とも近隣市を含めた事業所等の協力を得て、サービス供給体制の確保に努めます。

（3）居住系サービス

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	53	61	66	70	75	80
施設入所支援	人分	53	53	52	52	51	50

※一月あたりの平均値

共同生活援助（グループホーム）が増加傾向を示しており、今後もニーズが高くなることが想定されます。

成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」を達成するためにも、地域で生活するため必要なサービスの充実に努めます。

（4）相談支援

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	86	90	100	110	120	130
地域移行支援	人分	1	2	0	2	2	2
地域定着支援	人分	1	1	1	2	2	2

※一月あたりの平均値

単身世帯の増加や障害のある人の高齢化など、障害福祉サービスを必要とする人はますます増加すると見込まれます。新たなサービス対象者が必要なサービスを利用するため

も、計画相談支援の必要性は高まります。

そのために、事業所等と連携し、適正なサービス提供が行われる体制の整備に努めます。

(5) 障害児通所支援

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分 人日分	28 100	24 90	26 138	28 160	28 160	28 160
放課後等デイサービス	人分 人日分	139 1882	150 1932	161 2254	170 2380	190 2660	210 2940
保育所等訪問支援	人分 人日分	2 0	5 1	7 15	8 16	9 18	10 20

※一月あたりの平均値

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の利用実績が増加している状況から、身近な地域で適正な支援が受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 障害児相談支援

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人分	37	40	46	50	60	70

※一月あたりの平均値

放課後等デイサービスなど障害児通所支援を利用する対象者の増加が見込まれることから、関係機関と近隣市の事業所との連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) 発達相談センター

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達相談	人 (述)	26	27	33	33	35	35

発達の気になる幼児から成人の方まで、関係機関と連携して継続的にサポートします。

3. 地域生活支援事業の量の見込

(1) 地域生活支援事業の利用実績

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	6	1	1	1	1	1
	延利用者数	115	73	78	80	80	80
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	3	3	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意志疎通支援事業	実利用件数	59	81	97	90	95	100
日常生活用具給付事業	総給付件数	982	904	910	910	915	920
介護・訓練支援用具	給付件数	5	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	11	4	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数	2	1	3	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	4	5	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数	960	894	897	900	905	910
住宅改修費	給付件数	3	0	1	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業	修了者数	5	14	10	15	12	17
移動支援事業	実利用者数	56	54	49	54	56	58
	延利用時間数	3,048	3,092	2,950	3,000	3,050	3,100
地域活動支援センター	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
訪問入浴サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用回数	0	0	0	96	96	96
生活訓練等事業	実利用者数	3	2	1	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数	13	16	14	16	16	16
	延利用回数	519	631	669	700	700	700
レクリエーション活動等事業 (障害者スポーツ交流大会)	参加者数	0	52	137	180	190	200
自動車運転免許取得費助成	実利用者数	1	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	1	1	2	1	1	1

- 地域生活支援事業全般についての理解を広めて利用を促進するために、パンフレット（「障害のある方の福祉制度のご案内」）を作成し、新規障害者手帳取得者に配布します。また、市ホームページ、広報紙やケーブルテレビ、FMラジオ等で地域生活支援事業の各事業を紹介し、利用を促進していきます。
- 理解促進研修・啓発事業については、障害のある人への差別解消を図るよう、関係機関と連携して更に内容を充実させます。
- 自発的活動支援事業については、当事者団体や家族会、ボランティア団体等の意見を尊重しながら、地域に合った事業を推進します。
- 相談支援事業については、相談支援事業者等と更に連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実を図るとともに相談支援事業者を支える体制づくりのため、基幹相談支援センター機能の充実を図ります。
また、自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各相談機関の連携による相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、当制度を利用することが有用と認められる知的障害、又は精神障害のある人等の権利を守ることができるように理解を広めます。
- 手話奉仕員等養成研修事業及び、意志疎通支援事業については、支援を担う手話奉仕員や要約筆記者の人材育成を行います。
- 日常生活用具給付事業については、重度の身体障害者（児）、難病患者等が在宅での日常生活をより円滑に行うために、必要な用具が利用できるよう情報提供等を行います。
- 移動支援事業については、外出支援により地域における自立生活及び社会参加を促すことが必要な人に対して、サービス提供を実施します。
- 地域活動支援センター事業については、医療・福祉・地域連携強化の調整、ボランティア育成、障害理解促進普及啓発、相談支援事業を実施します。
また、地域活動支援センターの文化的な活動への参加を促進し、障害のある人の文化活動を拡充していきます。
- 日中一時支援事業については、重症心身障害のある人（児）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害のある人（児）をいう。）等がより利用しやすいサービス提供体制が確保できるように関係機関と連携します。
- レクリエーション活動等事業については、個々の状況に配慮したスポーツ・レクリエーション活動を支援します。また、障害のある人もない人も交流できる機会の充実を支援していきます。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、地域における障害のある人等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情及びニーズを正確に把握するように努めます。

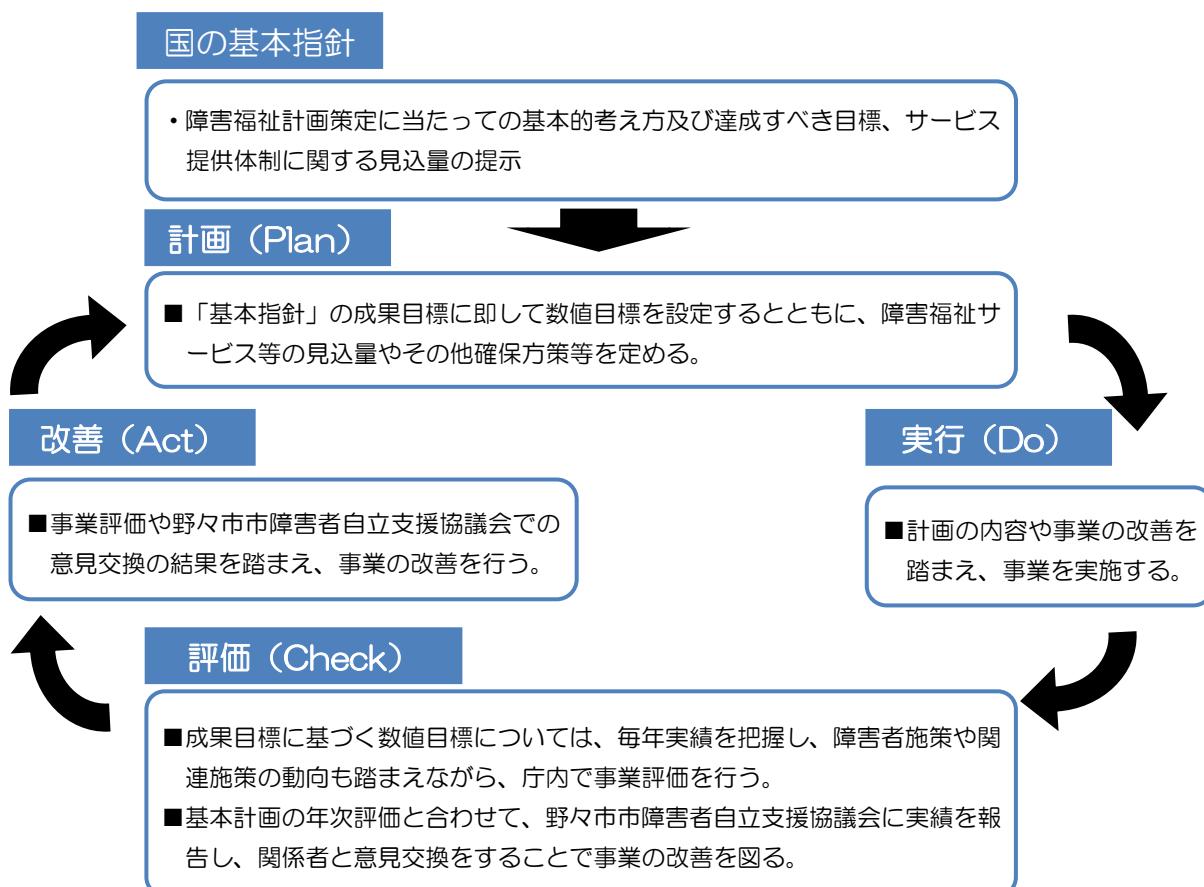
また、野々市市障害者自立支援協議会を核として、相談支援の提供体制の確保を含む障害のある人等への支援体制を整備し、本計画の推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

計画の進捗管理は、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、P D C Aサイクルを基本とします。

評価は、府内での事業評価と野々市市障害者自立支援協議会での意見交換によって実施し、翌年度の事業を改善していくことで、計画を推進します。

（障害福祉計画におけるP D C Aサイクルのプロセス）



第3節 計画の評価ツール

本計画は、下に示す23の数値目標によって進捗管理を行います。

各数値目標と本計画の基本目標及び国の成果目標との対応関係については以下の通りです。

本計画の基本目標との対応	国の基本指針との対応	項目	目標値 (令和8年度末)	単位
基本目標1 障害福祉サービスの提供体制の強化	(1)	地域生活への移行者数	4	人
		施設入所者削減見込数	3	人
	(2)	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2	回／年
		協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数（新）	7	人
		保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（新）	1	回
		精神障害者の地域移行支援の利用者数	3	人
		精神障害者の地域定着支援の利用者数	3	人
		精神障害者の共同生活援助の利用者数	48	人
	(3)	精神障害者の自立生活援助の利用者数（新）	1	人
		精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	3	人
	(4)	一般就労への移行者数	12	人
		就労定着支援事業の利用者数	13	人
	(5)	医療的ケア児部会等の開催回数	4	回
		医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3	人
基本目標2 支援の総合力を高めるネットワークづくり	(3)	地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討（新）	1	回
		地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数（新）	1	人
		地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数（新）	3	回
	(6)	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	20	回
		相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	回
		協議会において、個別事例の検討の実施回数	1	回
基本目標3 共に生きる地域づくり	-	市・市社会福祉協議会が主催するスポーツ・文化・イベント提供の場の数（スポーツ交流会・市美術展・商業施設での販売会・福祉フェス）	5	回
	-	災害時に支援体制ができている町内会の数	50	箇所
基本目標4 障害福祉を支える基盤づくり	(7)	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	6	人

資料編

第1節 策定経過

当事者、事業所、有識者等の意見を計画に反映するため、野々市市障害者基本計画等策定委員会、事業所等へのヒアリング、パブリックコメント等を実施し、多角的な視点での検討を重ねて本計画を策定しました。

項目	時期	内容
野々市市障害者基本計画 策定評価シート作成と関 係各課へヒアリング	令和5年7月5日～ 令和5年7月21日	<ul style="list-style-type: none">・取組状況、過去5年間の成果と課題・次期計画の方向性
事業所へのヒアリング	令和5年8月4日	<ul style="list-style-type: none">・過去6年間の成果・変化・現状の課題・今後の方向性
令和5年度第1回野々市 市障害者基本計画等策定 委員会	令和5年10月16日	<ul style="list-style-type: none">・ののいち障害者プラン2024（骨子案）について【野々市市第3期障害者基本計画・野々市市第7期障害福祉計画・野々市市第3期障害児福祉計画を一体的に策定することから計画の名称を「ののいち障害者プラン2024」とする】・計画策定のスケジュールについて
令和5年度第2回野々市 市障害者基本計画等策定 委員会	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none">・ののいち障害者プラン2024（素案）について
パブリックコメント	令和6年1月22日～ 令和6年2月22日	<ul style="list-style-type: none">・ののいち障害者プラン2024（案）について

第2節 野々市市障害者基本計画等策定委員会委員

(五十音：敬称省略)

職	氏名	所属等	備考
委員	石上 健一	野々市市手をつなぐ育成会	
委員	岡村 綾子	金城大学	
委員	亀田 義裕	株式会社アルバ	
委員	北野 浩子	石川県石川中央保健福祉センター	
委員	熊野 真弓	石川県立明和特別支援学校	
委員	杉野 好章	白山公共職業安定所	
委員 (副会長)	高瀬 寿彦	野々市市社会福祉協議会	
委員	高橋 吉隆	野々市市身体障害者福祉協議会	
委員	高畠 和美	松任・石川精神障害者家族会 「ちよに会」	
委員 (会長)	西浦 義裕	社会福祉法人富明会けやき野苑	
委員	橋 直	野々市市障害者基幹相談支援センター	
委員	藤田 雅顯	野々市市連合町内会	
委員	山田 瞳子	一般公募	
委員	吉岡 潤 東 伸明	野々市市民生委員児童委員協議会	
委員	吉光 康平	白山ののいち医師会	
委員	綿木 浩三	社会福祉法人石川サニーメイト	

第3節 野々市市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく野々市市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく野々市市障害福祉計画（以下「基本計画等」という。）を策定するため、野々市市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画等の素案の策定に関すること。
- (2) その他基本計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害・福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害者福祉に関心を有する市民で、一般公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事務の終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門事項を調査し、及び検討する身体障害者専門部会、知的障害者専門部会及び精神障害者専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、第2条の所掌事務のうち会長が指示する事項について検討を行う。
- 3 専門部会は、部員10名以内をもって組織する。
- 4 部員は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。
 - (1) 障害・福祉関係者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) その他会長が必要と認める者
- 5 専門部会の部会長及び部会員は、会長が委嘱する。
- 6 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。
(野々市市障害者計画等策定委員会設置要綱の廃止)
- 3 野々市市障害者計画等策定委員会設置要綱（平成18年6月26日施行）は、廃止する。